

【素 案】

第4次笠岡市障がい者福祉計画
笠岡市障がい福祉計画（第5期）
笠岡市障がい児福祉計画（第1期）

笠 岡 市

- 目 次 -

第1編 総論.....	1
第1章 計画の基本的な考え方.....	2
1 計画策定の目的.....	2
2 計画策定の考え方.....	4
3 計画の期間.....	6
4 計画策定体制.....	7
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	8
1 現状人口.....	8
2 身体障がいのある人の現状.....	9
3 知的障がいのある人の現状.....	11
4 精神障がいのある人の現状.....	12
5 アンケート調査結果.....	13
6 事業所・団体ヒアリング調査結果.....	26
7 主な課題まとめ.....	29
第2編 第4次笠岡市障がい者福祉計画.....	31
第1章 計画の基本構想.....	32
1 基本理念.....	32
2 施策の推進目標.....	33
3 施策体系.....	35
第2章 各施策の基本的な考え方.....	36
1 理解と配慮の促進.....	36
2 地域生活支援の充実.....	42
3 社会参加の促進.....	47
4 雇用と就労.....	50
5 保健・医療の充実.....	52
6 障がいのある児童への支援.....	55
7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進.....	60
第3編 笠岡市障がい福祉計画（第5期）.....	63
第1章 数値目標の設定.....	64
1 福祉施設から地域生活への移行促進.....	64
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	64
3 地域生活支援拠点等の整備.....	65
4 福祉施設から一般就労への移行.....	65

第2章 障害福祉サービスの実績及び見込み量	66
1 障害福祉サービスの内容.....	66
2 障害福祉サービスの実績及び見込量.....	70
3 地域生活支援事業の実績及び見込量.....	73
第4編 笠岡市障がい児福祉計画（第1期）	77
第1章 数値目標の設定	78
1 障がい児支援の提供体制の整備等.....	78
2 障害児通所支援等の内容.....	79
3 障害児通所支援等の実績及び見込量.....	80

※「障がい」の表記について

この計画の中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称，定義された固有名称等については「障害」と表記し，人を表す場合は「障がい」と表記しています。

第 1 編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

我が国では、平成18年（2006年）4月に障害者自立支援法が施行されて以降、障がい者福祉向上のための制度改正に向けた検討が進められてきました。平成23年（2011年）には、「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の定義が見直され、障がいのある人の地域社会における共生や、障がいに対する差別の禁止が示されています。そして、平成25年（2013年）4月には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障がいのある人の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。

平成28年（2016年）4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が義務化されました。さらに平成25年（2013年）9月には、国において「障害者基本計画（第3次）」が策定され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な方向が示されました。

一方、岡山県においては、これらの制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化等による新たな枠組みに対応するため、平成28年（2016年）2月に「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図っています。

本市においては、平成24年（2012年）3月に、障がい者施策全般の基本計画となる「第3次笠岡市障害者福祉計画」と、平成27年（2015年）3月に、サービス提供体制の確保について定める「笠岡市障がい福祉計画（第4期）」を策定し、障害福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

このたび、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正などの社会情勢の変化に加え、「第3次笠岡市障害者福祉計画」と「笠岡市障がい福祉計画（第4期）」両計画の計画期間満了に伴い、「第4次笠岡市障がい者福祉計画」、「笠岡市障がい福祉計画（第5期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第1期）」を一体的に策定します（以下「本計画」と表記）。策定にあたっては、アンケート調査結果に基づく障がいのある人の意識やニーズ、社会情勢や本市の障がいのある人を取り巻く現状の変化等を踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

◆これまでの障がい者に関する法制度改正等の動向◆

年	国の動き
平成 14 年 (2002 年)	●障害者基本計画（第 2 次）の策定
平成 15 年 (2003 年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 (2005 年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 (2006 年)	○障害者自立支援法 施行 ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化，明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的，一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設，特別支援教育の推進
平成 19 年 (2007 年)	★障害者権利条約署名
平成 21 年 (2009 年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 (2010 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター，障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%，国や地方公共団体など 2.3%，都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年 (2014 年)	★障害者権利条約批准
平成 28 年 (2016 年)	○障害者差別解消法 施行 ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理，紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 計画策定の考え方

(1) 法制度改正の概要

◆障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）◆

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 自立生活援助の創立
 - (2) 就労定着支援の創立
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

(2) 基本指針の見直し

これらの制度改正等を踏まえ、障がい福祉計画（第5期）の策定にかかる基本指針の見直しが行われています。見直しのポイントは次のとおりとなっており、見直し後の基本指針を踏まえながら計画を策定していくことが求められます。

◆障がい福祉計画（第5期）等に係る国の基本指針の見直しについて◆

1. 基本指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・就労定着に向けた支援
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・発達障害者支援の一層の充実
2. 成果目標（計画期間が終了する平成32年度（2020年度）末の目標）
 - ①施設入所者の地域生活への移行
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
 - ③地域生活支援拠点等の整備
 - ④福祉施設から一般就労への移行
 - ⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
3. その他の見直し
 - ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
 - ・難病患者への一層の周知
 - ・障害者の芸術文化活動支援
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進
 - ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方
 - 等

(3) 法的な位置づけ

今回の見直しでは「障害者福祉計画」「障害福祉計画」で定めるべき事項を包括した「第4次笠岡市障がい者福祉計画・笠岡市障がい福祉計画（第5期）・笠岡市障がい児福祉計画（第1期）」（以下、本計画とする。）として策定することとします。

「第4次笠岡市障がい者福祉計画」

“障害者基本法”第11条第3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障がい者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「笠岡市障がい福祉計画（第5期）」

“障害者総合支援法”第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、基本方針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

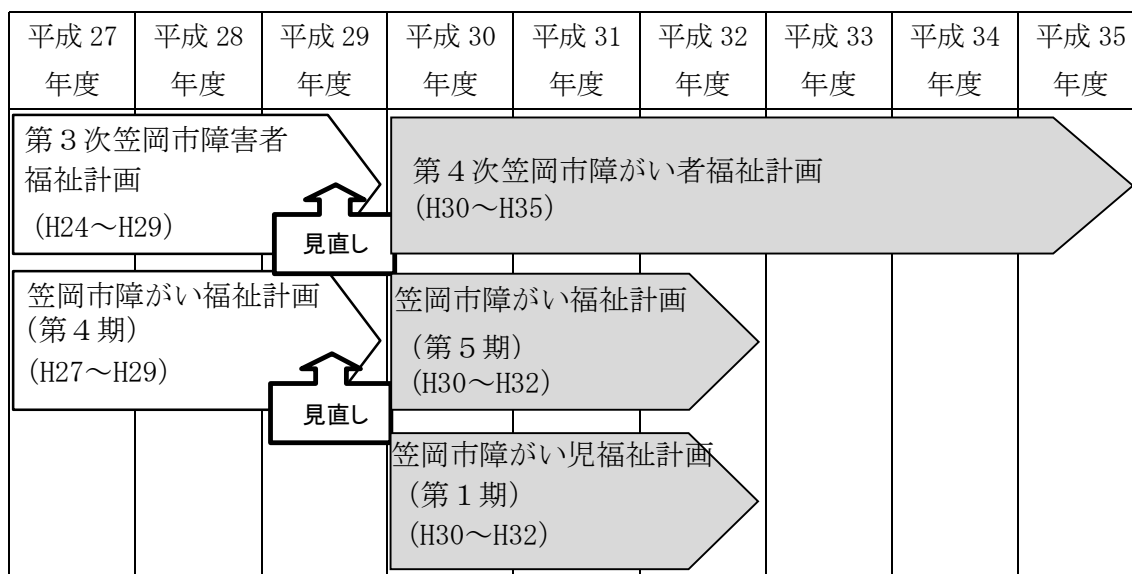
「笠岡市障がい児福祉計画（第1期）」

児童福祉法第33条の20及び第33条の22に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関わる計画です。

3 計画の期間

本計画の計画期間については、障がい者福祉計画は笠岡市の障がい者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、第3次同様に6年間の計画とします。また、障がい福祉計画については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第3条※により「施行から3年の見直し」が規定されているため3年間の計画とします。

また、現在国において制度の見直しに向けた検討・協議がなされているため、今後の国の動向を見ながら必要に応じて計画の見直しを行います。



※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第3条

第3条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 計画策定体制

(1) 笠岡市福祉施策審議会

障害福祉事業所や家族会をはじめ、医師会や歯科医師会、さらに公募市民を含めた 14 名で構成する「笠岡市福祉施策審議会」において、計画についての協議を行いました。

(2) 意見を聞く会

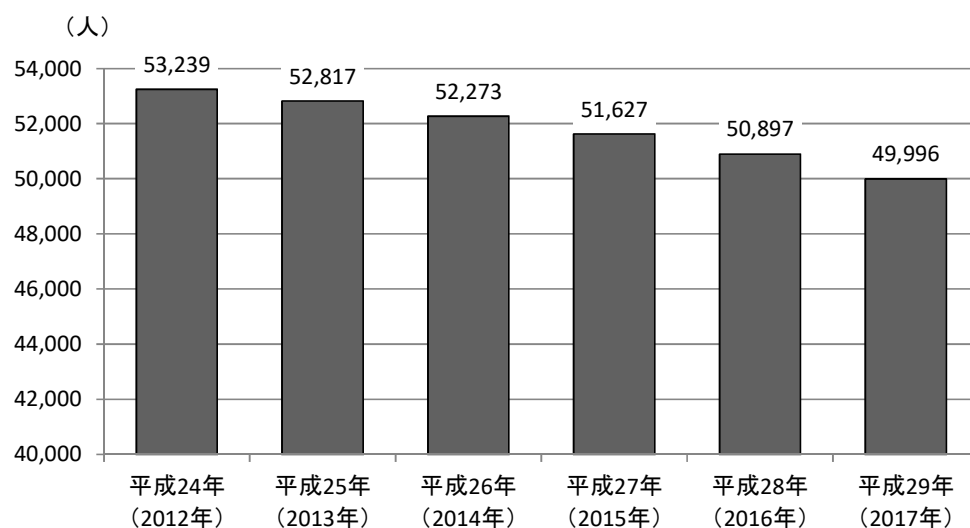
計画策定の実務を担う機関として、関係団体等により「意見を聞く会」を開催し、意見や提案をいただくとともに計画の内容について協議を行いました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 現状人口

(1) 人口推移

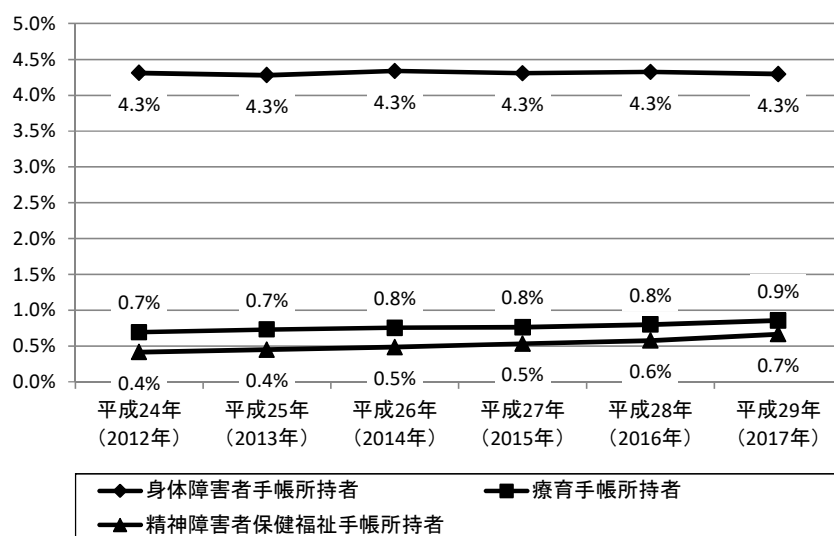
笠岡市の総人口は平成24年（2012年）以降減少を続けており、平成29年（2017年）3月末の総人口は49,996人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 総人口に対する障がい者割合の推移

総人口が減少を続けるなか、障害者手帳所持者割合は、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者は横ばいとなっています。



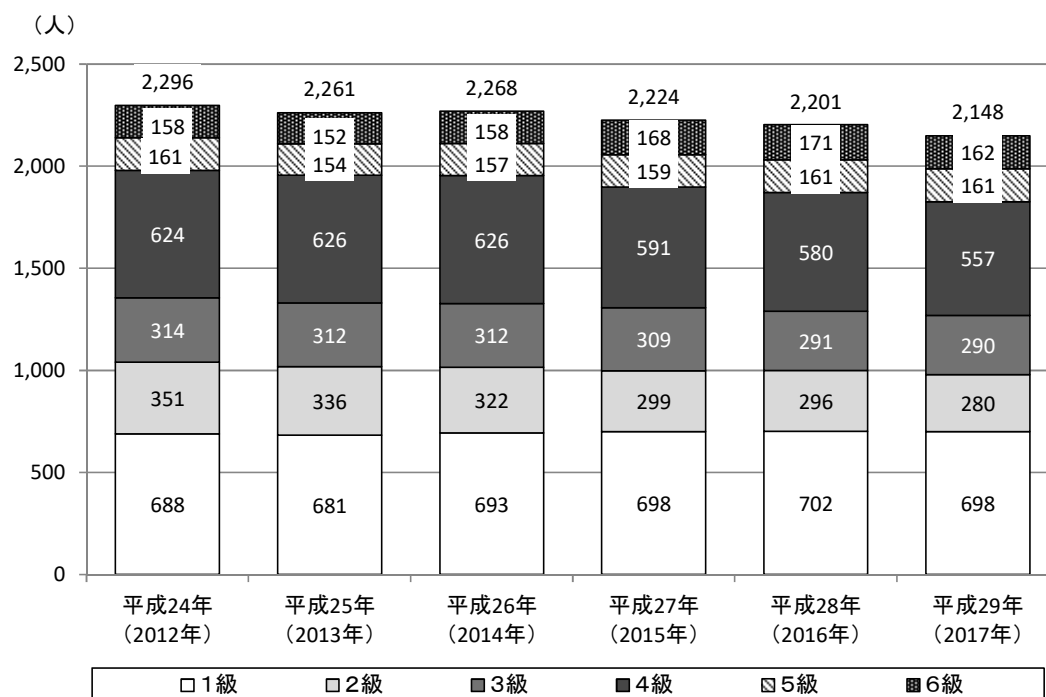
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

2 身体障がいのある人の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

身体障害者手帳所持者数は平成 26 年（2014 年）以降減少傾向で推移しており、平成 29 年（2017 年）では 2,148 人となっています。

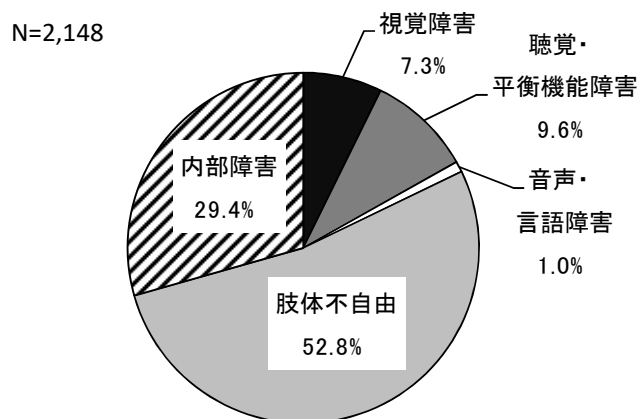
各手帳の等級については、平成 24 年（2012 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて「1 級」(+2.5%)、「6 級」(+0.7%)「5 級」(+0.49%)に増加傾向が見られます。他の等級については減少がみられ、「4 級」(-1.16%)、「3 級」(-0.09%)、「2 級」(-2.16%)となっています。



資料：地域福祉課（各年 3 月末現在）

(2) 障害種別割合

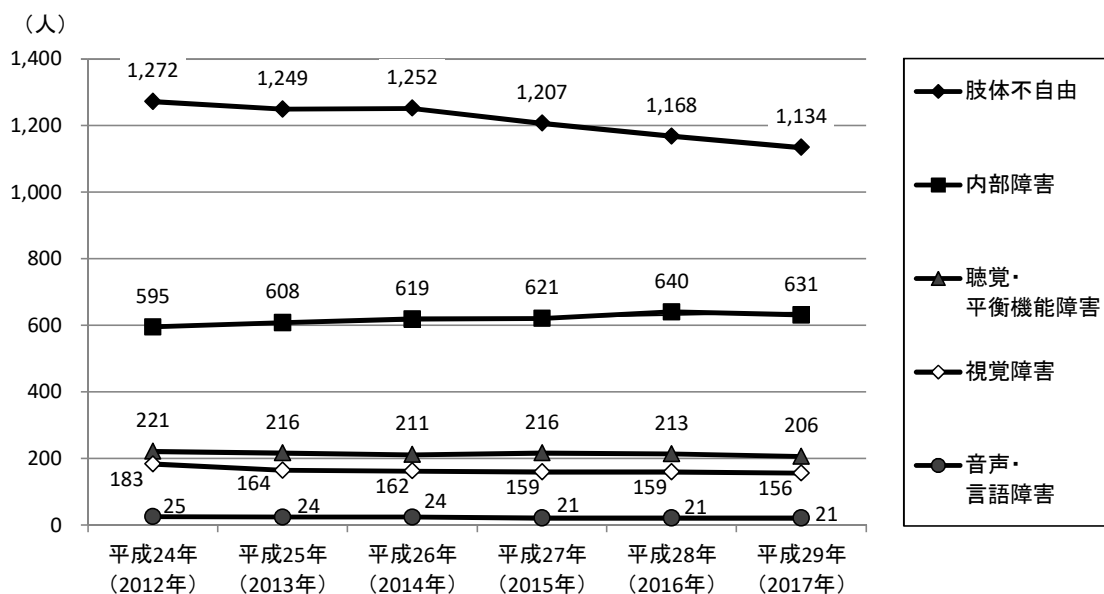
身体障害者手帳所持者の障害種別割合は平成 29 年（2017 年）3 月末時点では、合計 2,148 人のうち「肢体不自由」が最も多く 52.8%と過半数を超えており、次いで「内部障害」29.4%、「聴覚・平衡機能障害」9.6%、「視覚障害」7.3%、「音声・言語障害」1.0%となっています。



資料：地域福祉課（平成 29 年 3 月末現在）

(3) 障害種別人数の推移

「内部障害」は増加傾向にあり、この 6 年間で 36 人（+6.0%）の増加となっています。反して「肢体不自由障害」は減少傾向にあり、138 人（-10.8%）の減少となっています。「聴覚・平衡機能障害」「視覚障害」「音声・言語障害」についてはほぼ一定となっています。

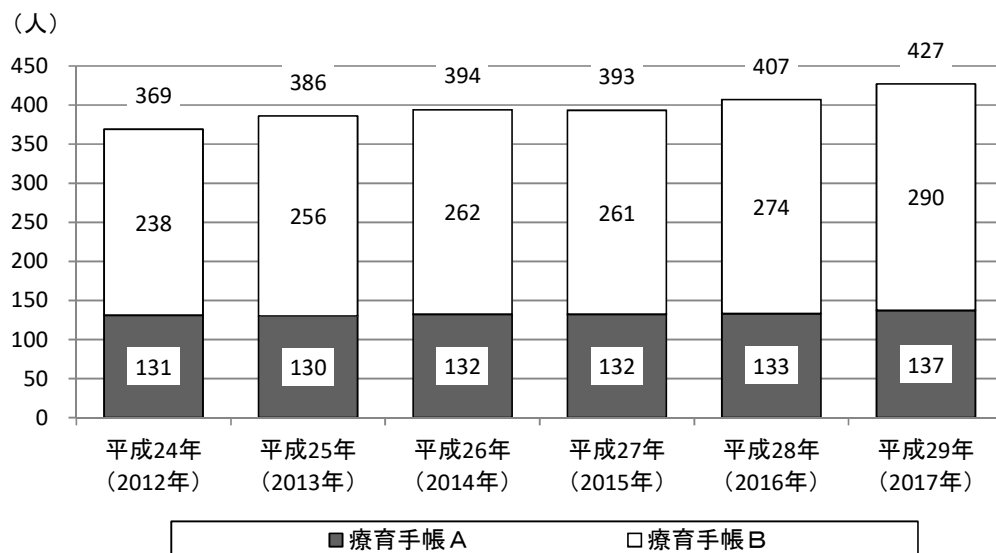


資料：地域福祉課（各年 3 月末現在）

3 知的障がいのある人の現状

(1) 療育手帳所持者数（等級別）の推移

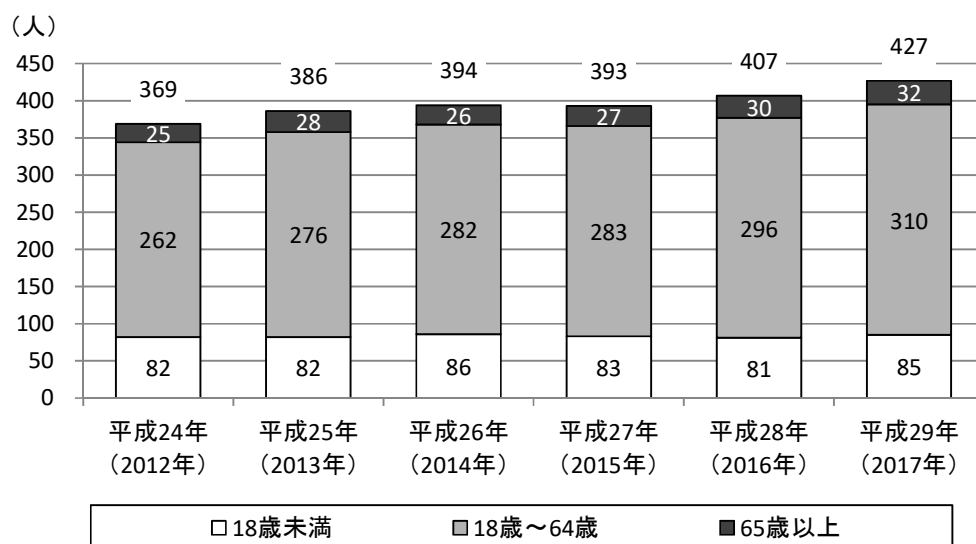
療育手帳所持者数は平成 24 年（2012 年）以降年々増加傾向にあり、平成 29 年（2017 年）までの 6 年間で 58 人（+15.7%）増加しています。区分ごとにみても「療育手帳 A」「療育手帳 B」ともに年々増加を続けています。



資料：地域福祉課（各年 3 月末現在）

(2) 年齢区分の推移

年齢 3 区分別に見ると、「18 歳～64 歳」と「65 歳以上」は概ね微増を続けています。「18 歳未満」は増減を繰り返しながら、一定の人数で推移しています。

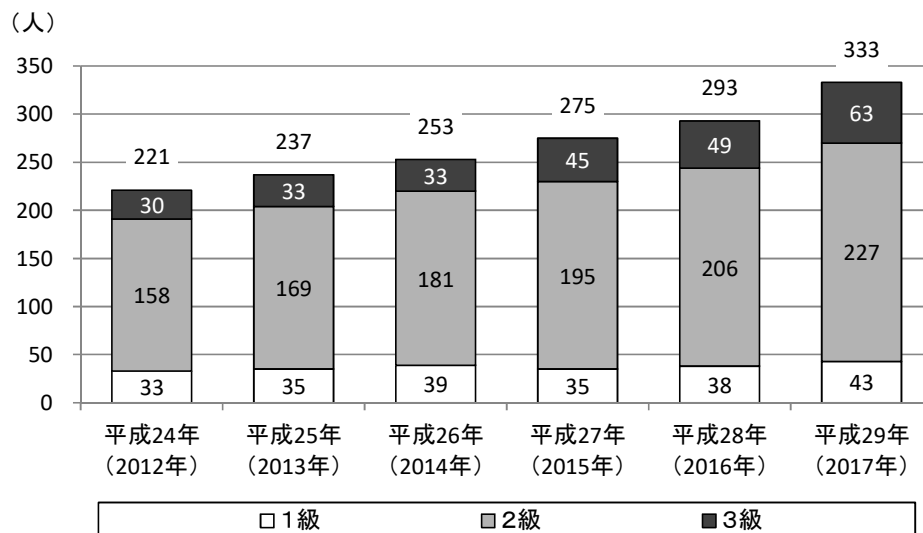


資料：地域福祉課（各年 3 月末現在）

4 精神障がいのある人の現状

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

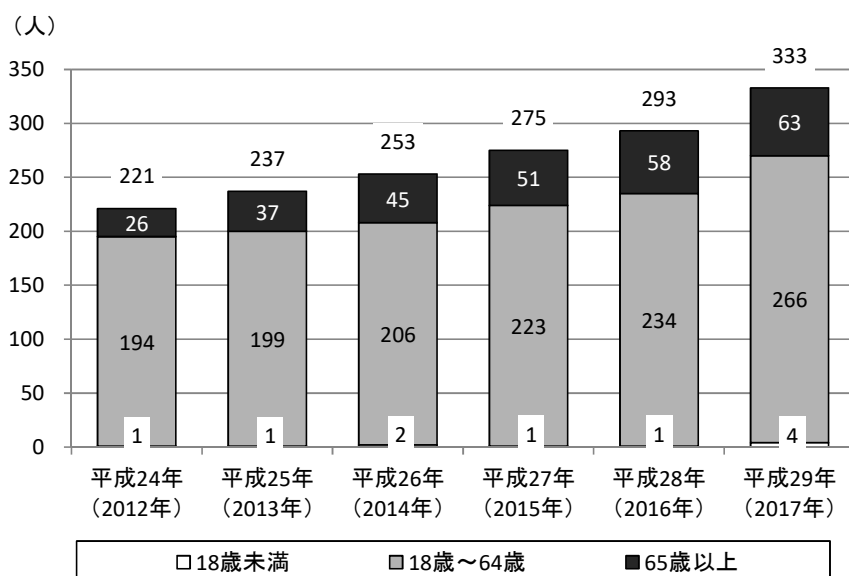
精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は毎年増加を続け、平成24年（2012年）から平成29年（2017年）までに112人（+50.7%）増加しています。等級別にみると、「2級」「3級」では増加傾向がみられ、「1級」のみ増減を繰り返しています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(2) 年齢区分の推移

年齢3区分別にみると、「18歳～64歳」は増加傾向にあり、平成29年（2017年）時点で266人となっています。また、「65歳以上」は平成24年（2012年）に比べ2倍以上に増加しており、全体に対して占める割合も平成29年（2017年）に18.9%と伸び続けています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

5 アンケート調査結果

■ 調査の概要

	障がい者対象調査	市民対象調査
調査対象者	笠岡市にお住まいの身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方々，また手帳をお持ちではないが障がいのある児童を対象としたサービスを現在利用しておられる方々から無作為抽出	笠岡市にお住まいの 20 歳以上の市民の方の中から無作為抽出
調査数	身体障害者手帳所持者	1, 000 名
	療育手帳所持者	
	精神障害者保健福祉手帳所持者	
	合計	
調査期間	平成 29 年（2017 年） 8 月 23 日～平成 29 年（2017 年） 9 月 6 日	
調査方法	郵送による配付，郵送による回収	
調査票回収数	462 件	352 件
回収率	46. 2%	35. 2%

■ 調査集計にあたっての留意事項

●回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で，単回答（複数の選択肢から一つだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。

●複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合，回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり，各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。

●本報告書における「N」「SA」「MA」「数量」は，それぞれ

「N」＝サンプル数のこと

「SA」＝単回答のこと（Single Answer の略）

「MA」＝複数回答のこと（Multiple Answer の略）

「数量」＝数量回答のこと

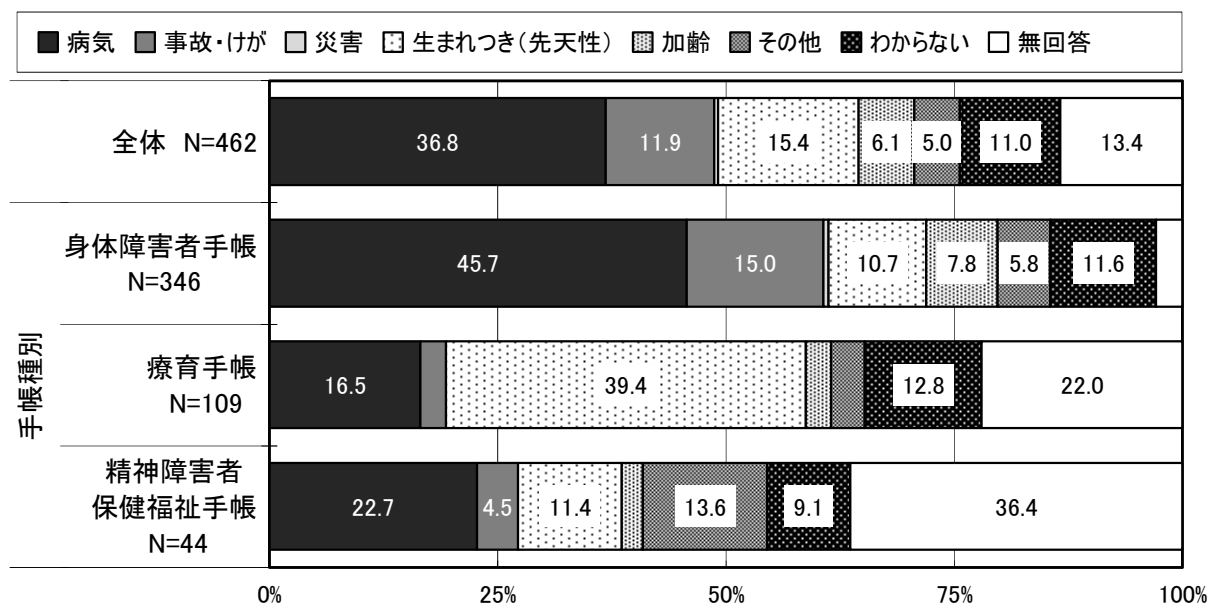
を示します。

(1) 障害の状況について【障がい者対象調査】

身体障がいのある人の障害の原因は、「病気」が4割台半ば。

全体では、「病気」が36.8%となっています。身体障害者手帳所持者では、「病気」が4割台半ばで最も高く、療育手帳所持者では、「生まれつき（先天性）」が39.4%で最も高くなっています。疾病の早期発見・早期対応に向けて、健康づくりの推進や健康診査の受診勧奨が必要となっています。

【障害を受けた原因】



（２）相談先と情報の入手先【障がい者対象調査】

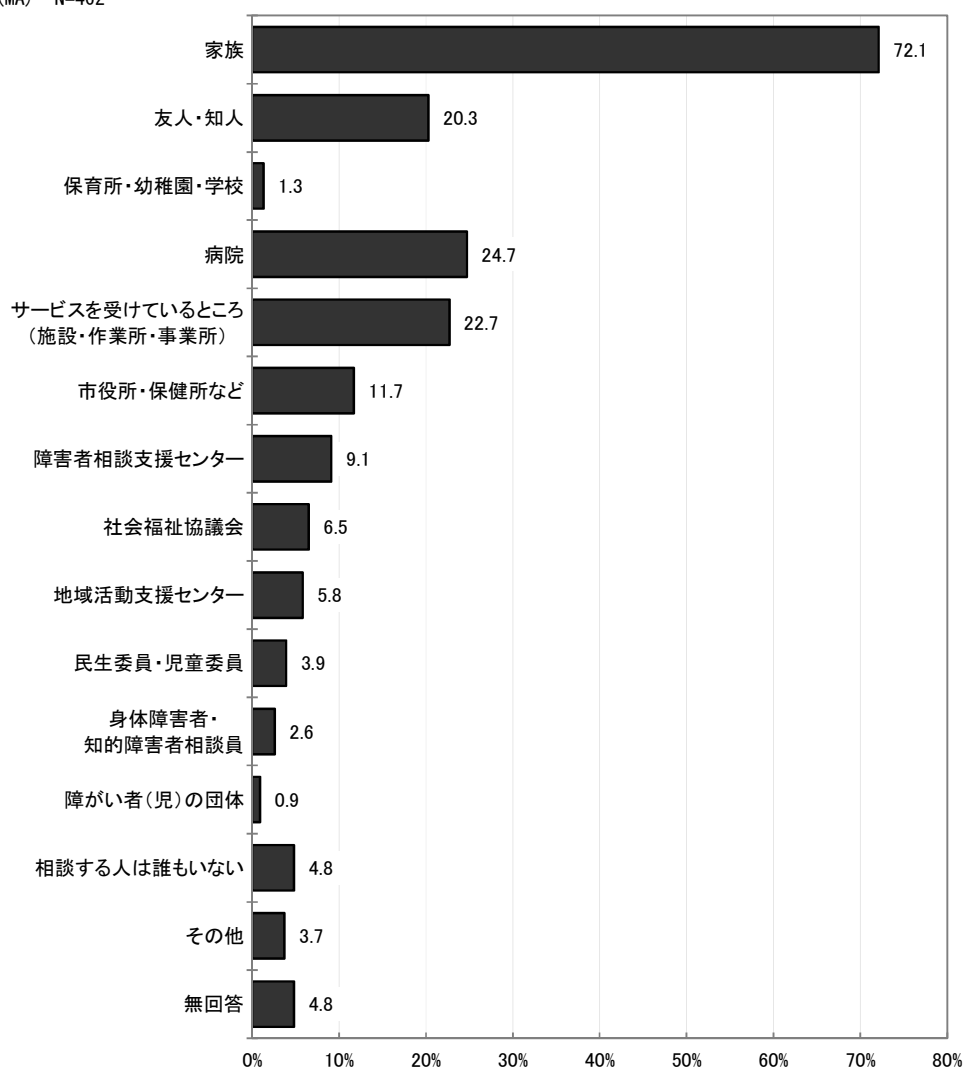
相談先は、家族や友人・知人のほか、医療機関の割合が高い。

悩みや困ったことがあるときの相談先として、家族や友人・知人のほか、病院やサービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）の回答割合が高くなっています。

情報の入手先では、市の広報紙や病院、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、サービスを受けているところとする割合が高くなっています。

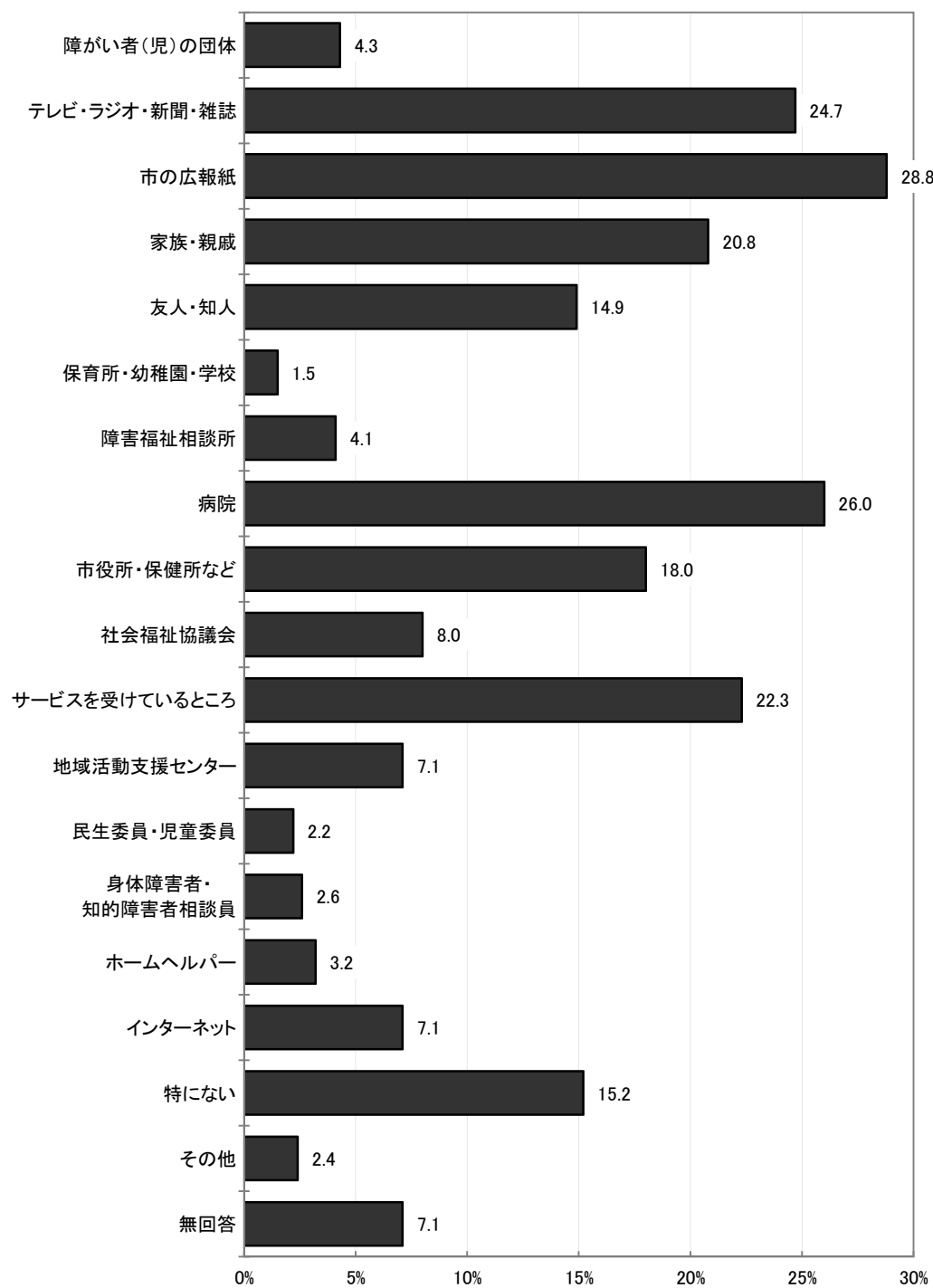
【悩みや困ったことがあるときの相談先】

(MA) N=462



【障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先】

(MA) N=462



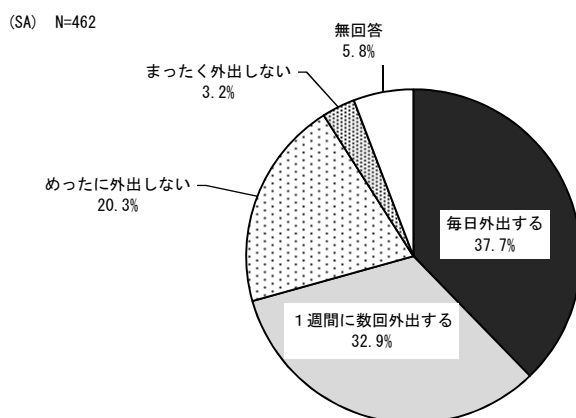
(3) 外出について【障がい者対象調査】

およそ4人に1人が外出頻度が低い。外出時の困りごとでは、公共交通機関の利用に関する
こと、介助者の有無、障がい者用の駐車場の確保で不安が高くなっている。

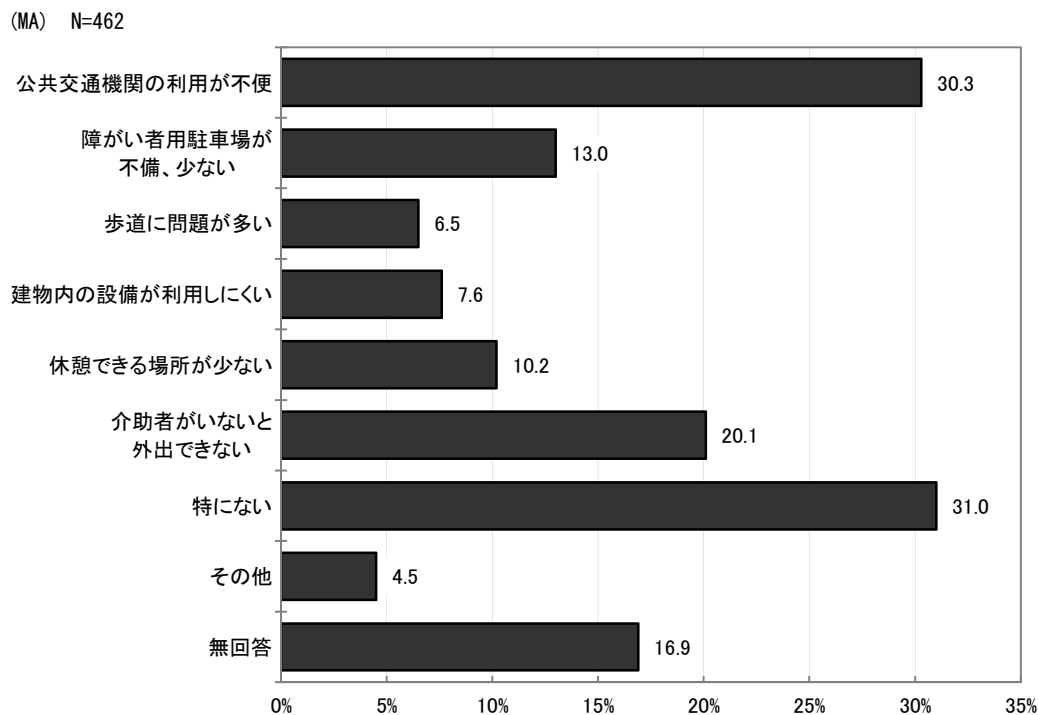
「毎日外出する」「1週間に数回外出する」が合わせて7割程度となっています。一方で、4人に1人が「めったに外出しない」「まったく外出しない」と回答しています。

外出時の困りごととしては、「公共交通機関の利用が不便」や「介助者がいないと外出できない」、「障がい者用駐車場が不備、少ない」の割合が高くなっています。

【外出の頻度】



【外出する際に困ること】 ※外出する方のみ対象



（４）就労について【障がい者対象調査（18歳以上）】

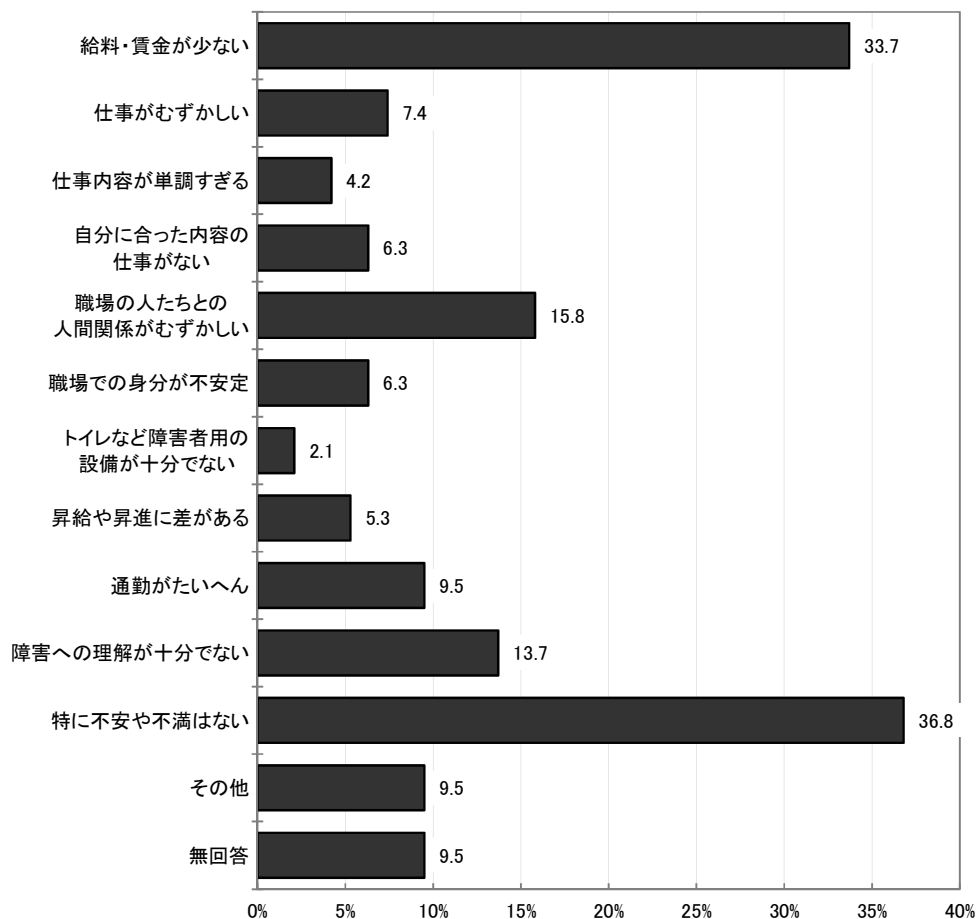
不満や困りごとは、収入面や職場での人間関係が大きい。必要な就労支援として「職場の理解」「障害の状況に合わせた働き方」が求められている。

仕事をする上での不満、困りごとでは、「給料・賃金が少ない」、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」「障害への理解が十分でない」が上位となっています。収入面のほか、職場での人間関係に問題がある状況がうかがえます。

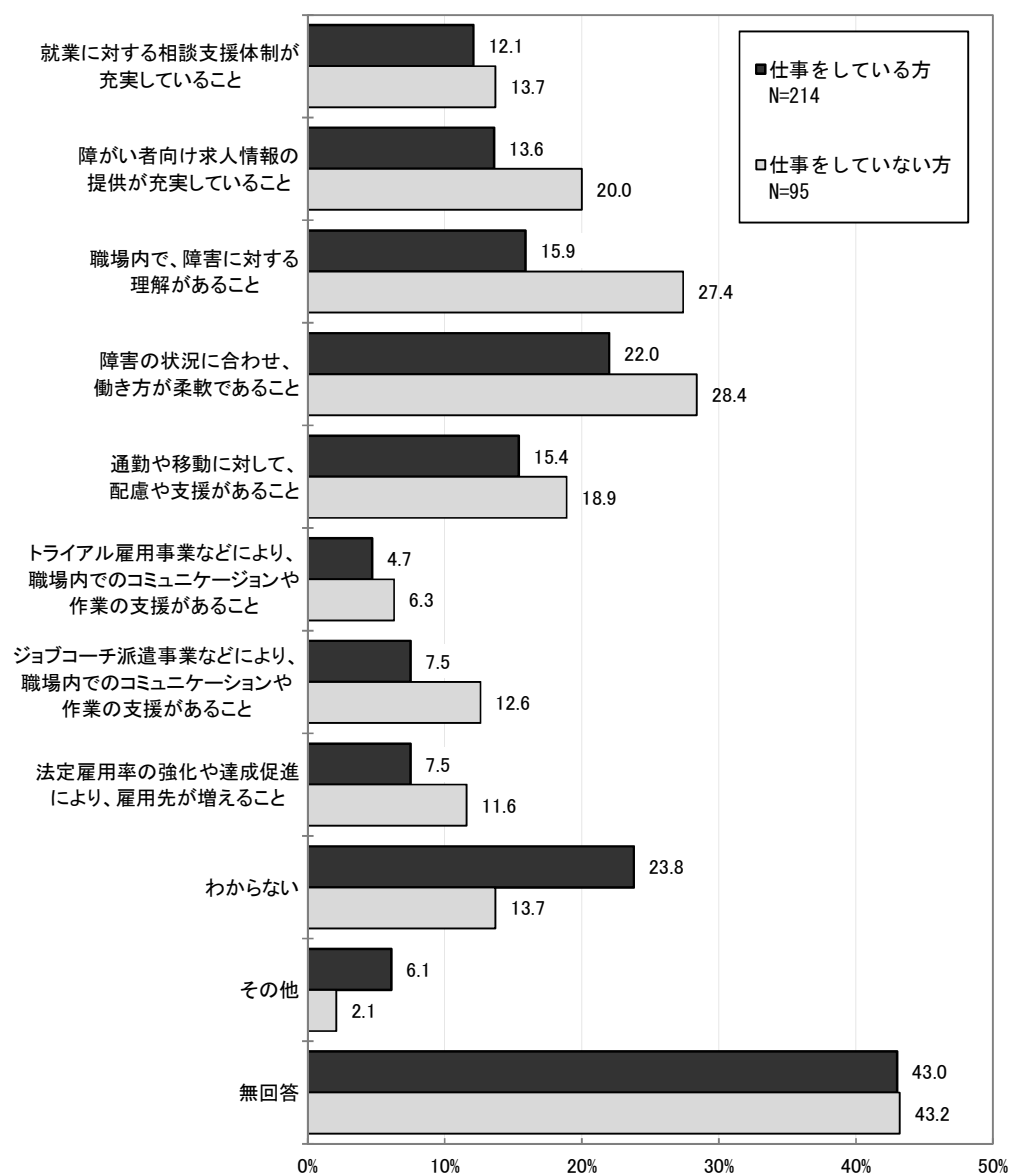
必要な就労支援としては、「障害の状況に合わせ、働き方が柔軟であること」や「職場内で、障害に対する理解があること」の割合が高くなっています。

【仕事をする上での不満・困っていること】 ※一般就労をしている方のみ対象

(MA) N=95



【必要な就労支援】



（５）権利擁護について【障がい者対象・市民対象調査】

約３割が障害を理由とした差別・偏見を感じている。「外出先」のほか、「学校・仕事場」や「住んでいる地域」で差別・偏見を感じる割合が高い。

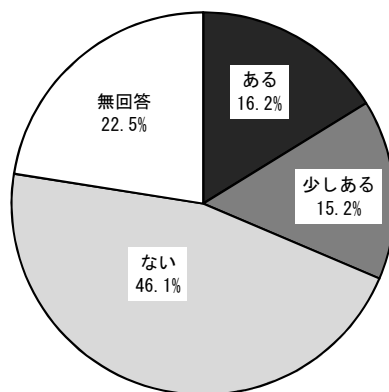
障害を理由とした差別や嫌な思いをする経験について、全体では「ある」「少しある」の合計が約３割。差別を受けた場面は、「外出先」や「学校・仕事場」「住んでいる地域」が高くなっています。

市民対象調査では、差別や偏見について、「あると思う」と回答した方は、前回調査と比べてやや増えています。また、差別や偏見がある場面として「周りやまちなかで接する人の視線」「仕事や収入面」の回答割合が高く、当事者以上に仕事や収入面で差別があると感じている傾向がうかがえます。

◎障がい者対象調査

【障害を理由に差別や嫌な思いをする（した）経験の有無】

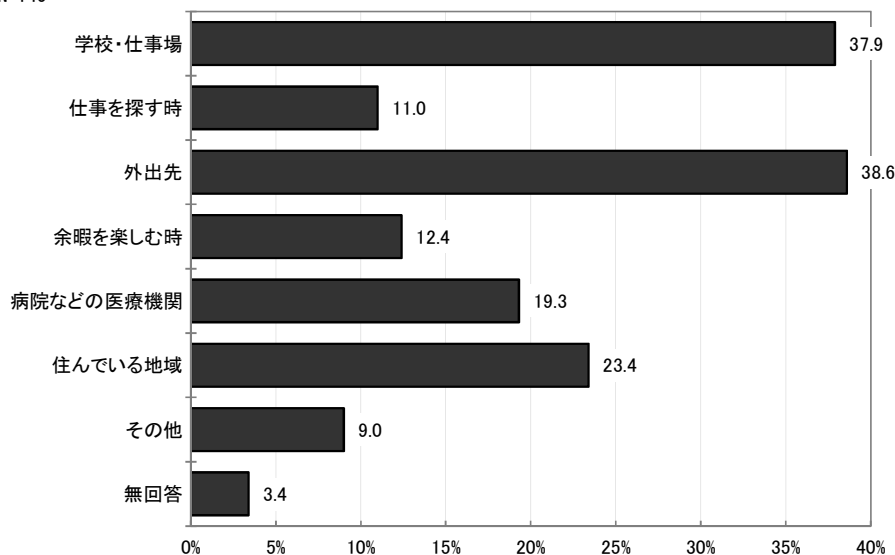
(SA) N=462



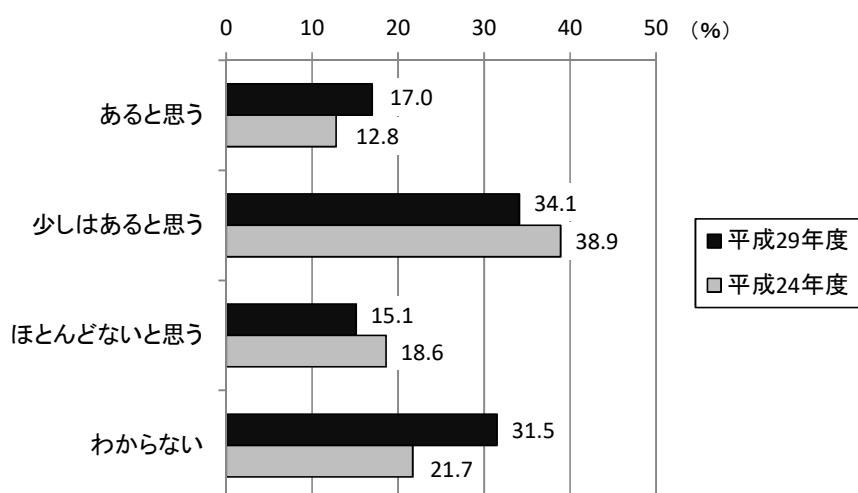
◎障がい者対象調査

【差別を受けた場面】 ※差別や嫌な思いをすることがあると回答した方のみ対象

(MA) N=145



◎市民対象調査 【障害を理由とする差別や偏見の有無】

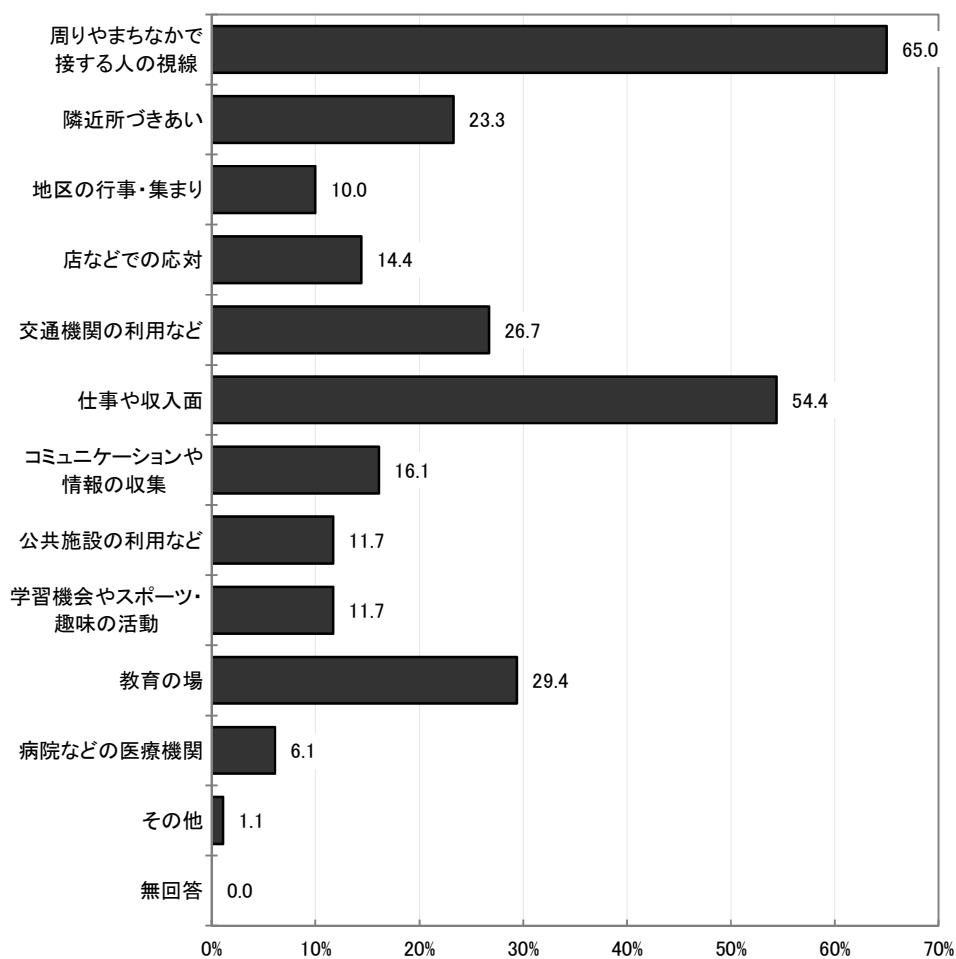


◎市民対象調査

【差別や偏見があると思う場面】

※障害を理由とする差別や偏見があると回答した方のみ対象

(MA) N=180

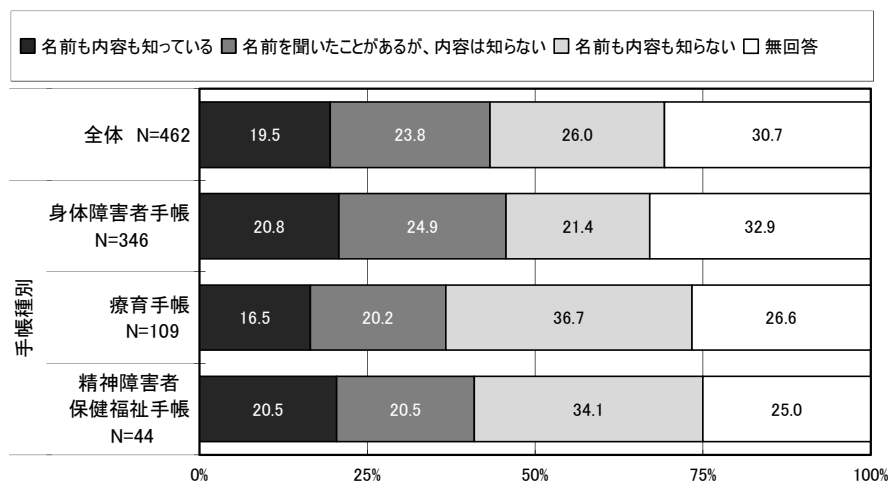


成年後見制度の内容を知らない人が全体の約5割。

成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は、23.8%、「名前も内容も知らない」は26.0%となっており、制度の内容を知らない人が合わせて約半数となっています。

「名前も内容も知っている」と回答した人は、2割未満となっています。

【成年後見制度の認知度】

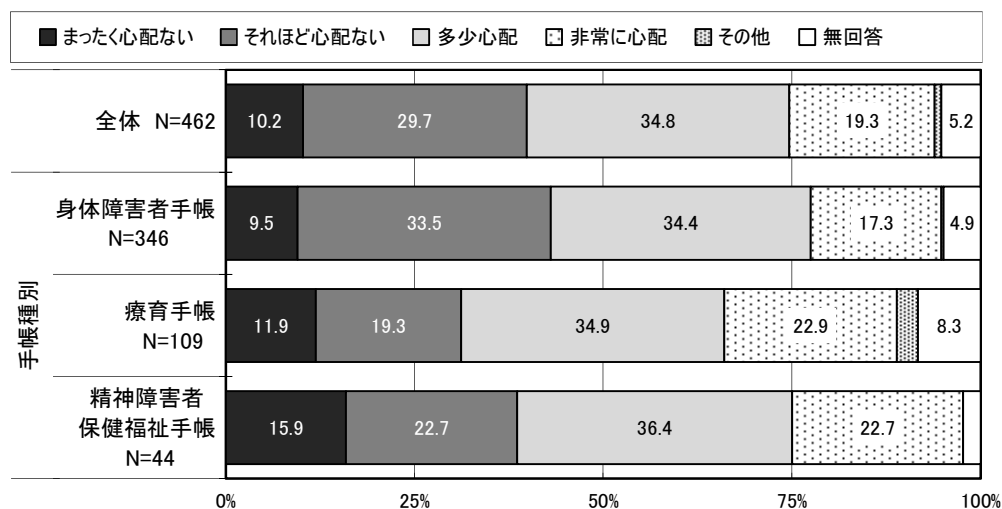


（6）暮らしについて【障がい者対象調査】

経済状況について心配している層（「多少心配」+「非常に心配」）は5割以上。

現在の世帯の経済状況について、「まったく心配ない」「それほど心配ない」と回答した方は、合わせて39.9%となっています。一方、「多少心配」「非常に心配」と回答した方は、54.1%と半数を超えています。

【現在の世帯の経済状況について、どの程度心配か】



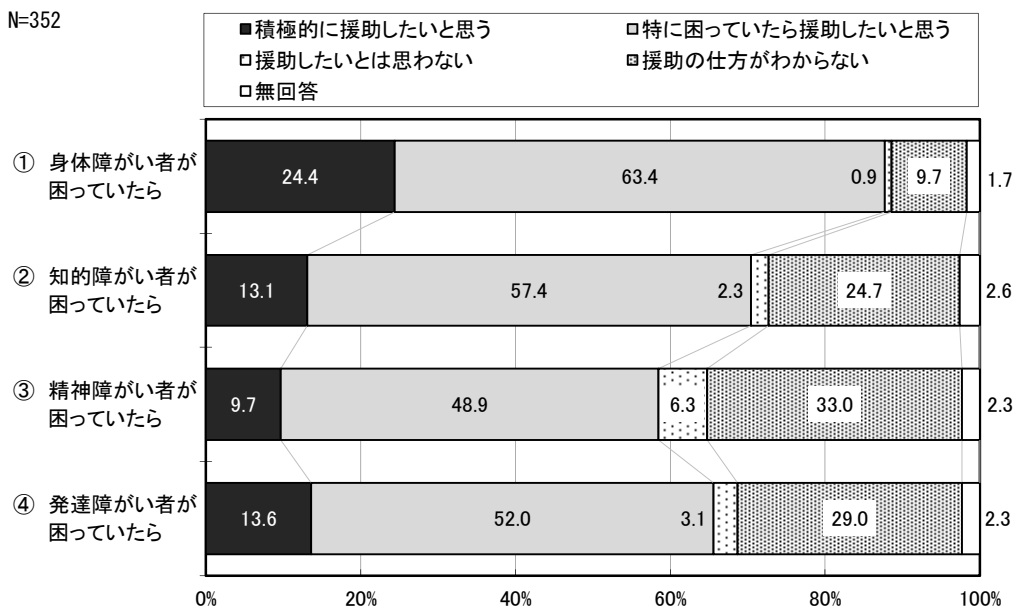
(7) 障がいのある人への支援・ボランティアなど【市民対象調査】

知的障がいのある人や精神障がいのある人、発達障がいのある人が困っている場合に、「援助の仕方がわからない」と回答した人が3割前後。

障がいのある人が困っていたらどうするかについて、市民対象では、身体障がいのある人が困っている場合には「積極的に援助したいと思う」「特に困っていたら援助したいと思う」の合計（以下、『援助したい』層）が8割強と高くなっています。一方で、知的障がいのある人や精神障がいのある人、発達障がいのある人が困っていた場合には、『援助したい』層は6割から7割程度で、「援助の仕方がわからない」の割合が2割台半ばから3割台前半と高くなっています。

【障がいのある人が困っていたらどうするか】

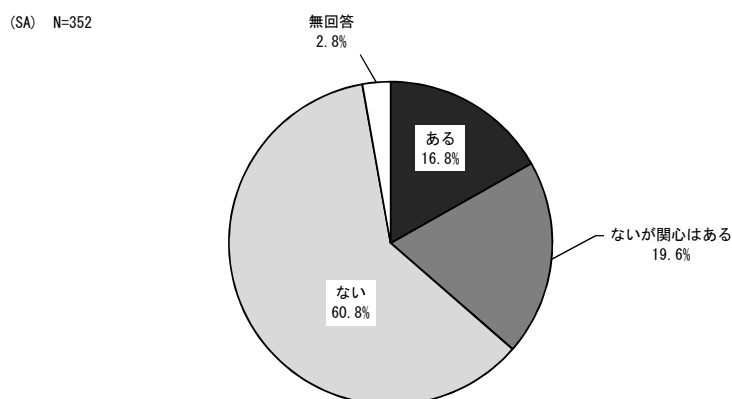
(SA) N=352



障がい者へのボランティア経験が「ある」と回答した方は2割未満。

障がい者を対象とするボランティア活動をした経験の有無については、「ない」が60.8%で最も高く、次いで、「ないが関心はある」が19.6%、「ある」が16.8%と続いています。

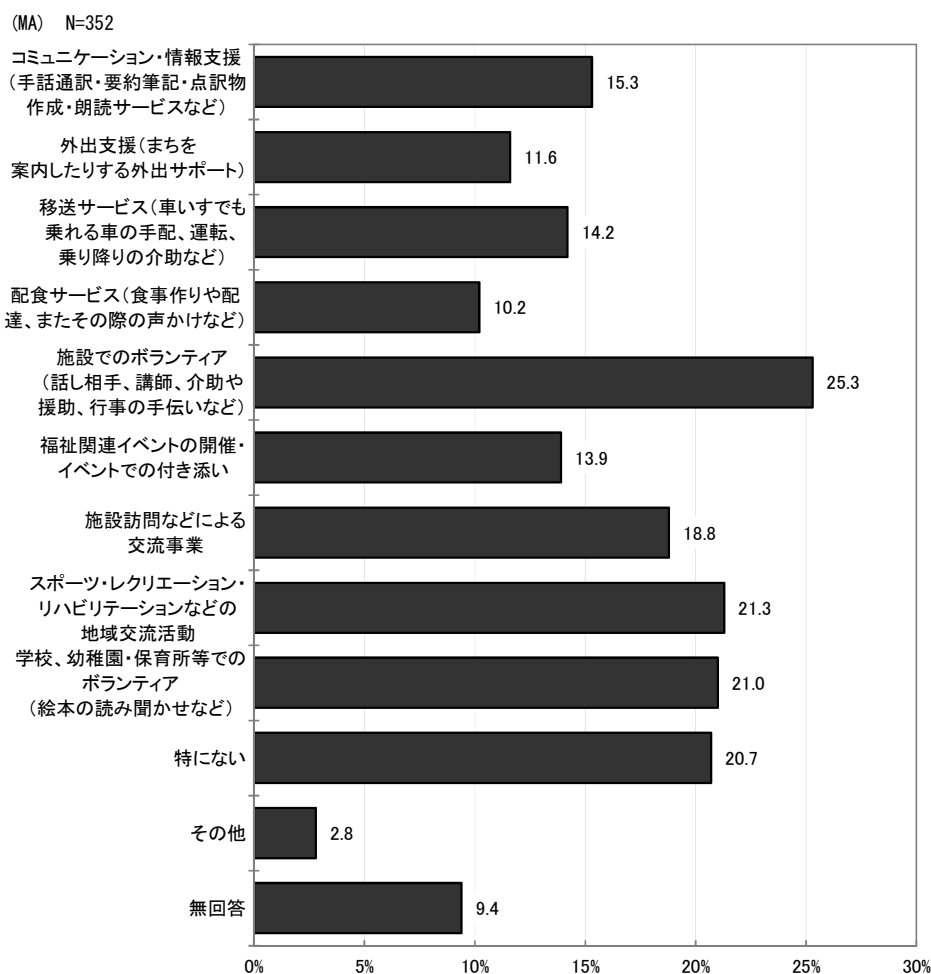
【障がい者を対象とするボランティア活動への参加の有無】



施設でのボランティアや地域交流活動への参加意向を2割以上の方が持っている。

障がいのある人に対してしてみたい支援や活動では、「施設でのボランティア」が25.3%、「スポーツ・レクリエーション・リハビリテーションなどの地域交流活動」が21.3%で高くなっています。

【障がいのある人に対して、してみたい支援や活動】

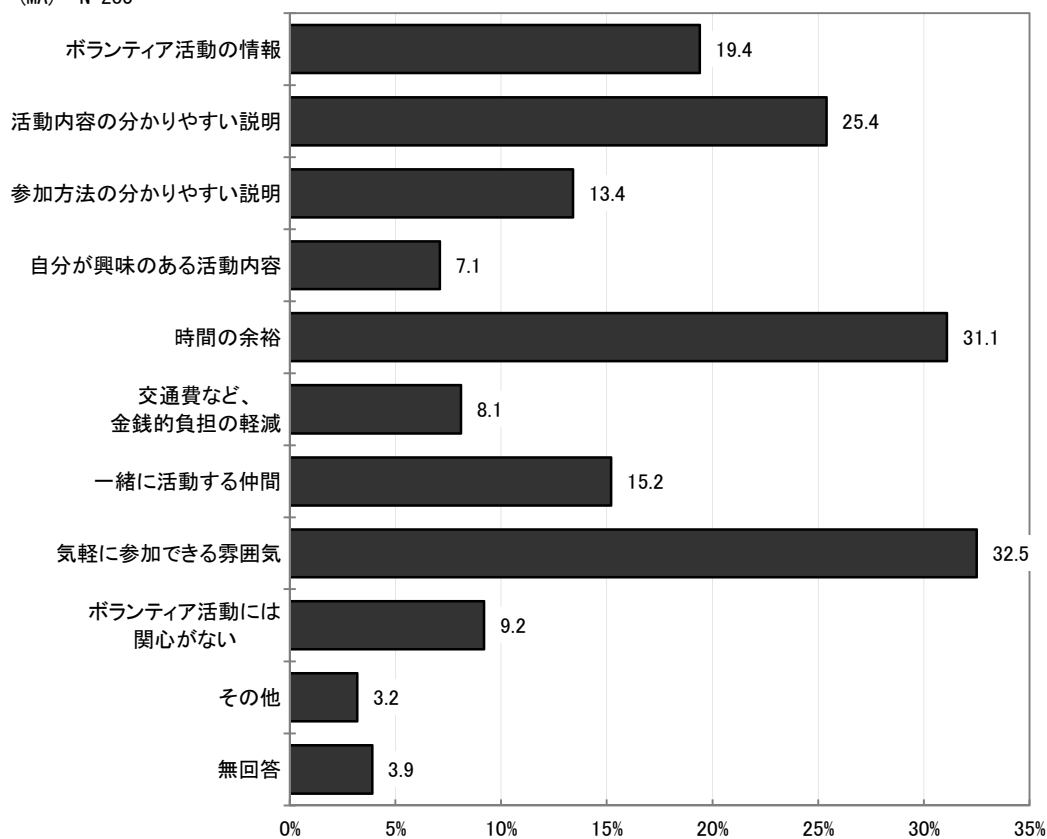


ボランティア活動への参加に向けては「気軽に参加できる雰囲気」等が求められている。

ボランティア活動に参加するためには、「気軽に参加できる雰囲気」「時間の余裕」「活動内容の分かりやすい説明」が求められています。

【ボランティア活動に参加するために必要なこと】

(MA) N=283



6 事業所・団体ヒアリング調査結果

市民が利用している市内外の障害福祉サービス提供事業者や関係団体の皆様から、障がい者福祉を取り巻く現状や課題、市の障がい者福祉施策に対するご意見、ご要望をお聞きしました。

▼実施方法

調査対象者	・ 笠岡市民が利用している市内外の障害福祉サービス提供事業者 ・ 障がい者（児）の当事者団体などの関係団体
調査数	26 事業所， 6 団体
調査方法	郵送による配付・回収
調査時期	平成 29 年（2017 年）9 月～10 月

（１）障害福祉サービスについて

- 視覚障がいのある人に対しても障害特性に応じた適切な対応が行政機関で可能となるよう、職員教育の実施などが必要。また、障がい者担当部局だけでなく、他部局との連携もいる。[団体]
- サービス提供事業者と利用者との契約においては契約内容を点字やテープなどで提供するなどの配慮が必要。[団体]
- 計画相談事業所（計画相談専門支援員）の不足。児と者の両方を対象にした相談支援専門員がほとんどおらず、児から者への移行時にスムーズにいかない状況がある。情報提供も乏しい。[団体]
- 事業所対象のアンケートでは、笠岡市及び圏域内で不足している地域資源（サービス）は、「相談支援事業所」の割合が最も高い。[事業所]
- サービス管理責任者研修等、研修を受講できる機会を増やしてほしい。[団体]
- 福祉経験者が少なく、職員のスキルを上げることが難しい。[事業所]
- 未歩行、重度心身障がい児等は、生活支援（食事や排せつなど）が全介助であり、移動するにも人手が必要なため、職員数がもっと多ければ丁寧に支援できる。[事業所]

（２）就労支援について

- 視覚障がいのある人が就労するためには公務員、民間事業の従業員、営業者など就労の形態に関わりなく、全ての働く視覚障がいのある人がジョブコーチの活用、ヒューマンアシスタント（職場介助者）を利用できる支援策の充実が求められている。[団体]
- 就労支援コーディネーターの役割が生かされていない。[団体]
- 就労支援には、手話のできる方を付けてほしい。[団体]
- 就労移行支援事業所の増設。[団体]

（３）地域での障がいのある人の暮らしについて

- まだまだ理解不足で、偏見や誤解が多い。行政内においても感じられることがある。[団体]

- 一般公務員や警察官に対して、各障害の特性等を理解するための講習を行うことが望ましい。[団体]

(4) 地域生活の支援について

- 障害が重いほど、親亡き後の支援が必要。親亡き後も、生まれ育った地域で生活していくために、重症心身障がいのある人に対応したグループホーム等の整備が重要。[団体]
- 重症心身障がいのある人に対応できるヘルパーの人材不足及びショートステイ利用可能な事業所の不足。[団体]
- 有償福祉運送の事業所が増えることを望む。[団体]
- 地域移行支援事業所，地域定着支援事業所の増設。[団体]
- 障がいのある人本人や家族は、福祉サービスだけでなく、医療や年金についても理解が十分にできず、手続き等が円滑に行えない場合があり、フォローが必要。[事業所]
- 公的な行事や会合には、移動や代読を支援するボランティアの配置が必要。また、視覚障がいのある人向け資料作成には、点訳・音訳ボランティアの協力を得て改善されることが望まれる。[団体]

(5) 学校・教育について

- 通学時に福祉サービスが利用できないため、登下校時の保護者の付き添い・送迎の負担が大きい。[団体]
- ライフステージの移行時における連携・情報の共有がまだまだ不十分。中学校から高校への情報提供が不十分。[団体]
- 支援学級に在籍する子どもたちに対して、通常学級に在籍する保護者の理解が不足している。[団体]
- 教員の資質の向上が必要。[団体]
- 母子療育では、保護者への寄り添いや保護者支援の充実が課題。[事業所]

(6) 障がいのある児童の療育・教育の充実について

- 障がい者教育の専門的知識を持った教師の把握、各種障害に適合した教科書の供給等が必要。また、眼科医会やロービジョン学会、視覚障害リハビリテーション協会などと連携し、包括的な相談支援体制の確保が必要。[団体]

(7) 防犯・防災について

- 災害時における障がいのある人への対応が不透明・不十分。[団体]
- 防災訓練では、実際に車いすやストレッチャーを利用し、障がいのある人や高齢者を巻き込んで実施してほしい。[団体]
- 避難所へ行く道を誘導する人を付けてほしい。[団体]
- オストメイトに対応し、災害に備えて、装具を保管する場所を提供してほしい。[団体]

- 災害時における視覚障がいのある人に対する支援体制の充実を図り、災害時には、視覚障がいのある人のための2次避難所をあらかじめ確保されるよう要望する。[団体]
- 一人暮らしの障がいのある人への防犯・防災対策への支援の充実が必要。[団体]

(8) その他

- 情報提供について、活動上の情報収集や発信は限られた役員に負担が強いられているため、これをサポートするボランティアの発掘が必要。[団体]
- 障がいのある人を対象とする会議には、障害種別に基づく代表者の出席を認め、個別のニーズが反映されるよう配慮をお願いしたい。[団体]
- 設備の整備やバリアフリー化が課題。[事業所]

7 主な課題まとめ

1. 障害や障がいのある人への理解・啓発について

障がい者対象のアンケート調査では、障害を理由とした差別や嫌な思いをした経験について、全体では「ある」または「少しある」の合計が約3割となっている状況です。さらに、仕事をする上での不満や困りごとでは、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」「障害への理解が十分でない」が上位となっています。

また、事業所・団体ヒアリングにおいては、障がいのある人の暮らしに関しては、「まだまだ（市民の）理解不足で、偏見や誤解が多い。」といった意見が挙がっています。

そのため今後も、障害の有無に関係なく一人の人間として権利が尊重されるよう、福祉教育の取り組みを推進し、工夫した広報・啓発活動の充実を図る必要があります。

2. 就労支援について

障がい者対象のアンケート調査では、仕事をする上での不満、困りごとについては、「給料・賃金が少ない」、「職場の人たちとの人間関係がむずかしい」「障害への理解が十分でない」が上位となっています。収入面のほか、職場での人間関係に問題がある状況がうかがえます。

また、事業所・団体ヒアリング調査においては、ジョブコーチの活用や、ヒューマンアシスタント（職場介助者）を利用できる支援策の充実、また、就労支援コーディネーターの十分な活用を求める声が上がっています。

今後、就労支援を充実させることによって、障がいのある人の経済的な自立生活を支えるとともに、社会参加や社会貢献さらには生きがいつくりなど、生活の質の向上を図る必要があります。

3. 療育・教育について

誰もが社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育は重要となります。

事業所・団体ヒアリング調査では、「保護者への寄り添いや保護者支援の充実が課題」「ライフステージの移行時において、連携・情報の共有がまだまだ不十分である」といった意見が寄せられています。

今後、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、関係機関が十分な連携と情報共有を図ることで、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した教育や療育を行う必要があります。

第2編

第4次笠岡市障がい者福祉計画

第1章 計画の基本構想

1 基本理念

～障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で

自分らしく暮らせる福祉のまちづくり～

第1次障害者福祉計画から継続して障がい者福祉を推進してきた基本理念や目標などを継承し、「障がいのある全ての人が住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を引き続き本計画の基本理念として今後の障がい者福祉を推進していきます。

障害の有無に関わらず住み慣れた地域で生活を続け、就労や社会参加をすることで社会の発展を担う一員となり、その発展による恩恵を平等に受けられる社会を実現します。

～基本理念達成のための視点～

- ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害の有無に関わらず、個人の違いや多様性を認め合って共に生きる社会を目指します。
- 障がい者（児）が年齢に合わせて、自由に学校や就労先などを含めた生活の場を選び、自立して生活が送れる地域を目指します。
- 障害があることが生活の妨げとならないよう、段差などの物理的な問題、差別や偏見などの精神的な問題、就労や情報伝達などのあらゆる問題を解消するため、年齢や障害の有無に関わらず多くの人が過ごしやすい環境づくりを目指します。

2 施策の推進目標

「障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を実現するため、7つの推進目標をもって事業を推進していきます。

1 理解と配慮の促進

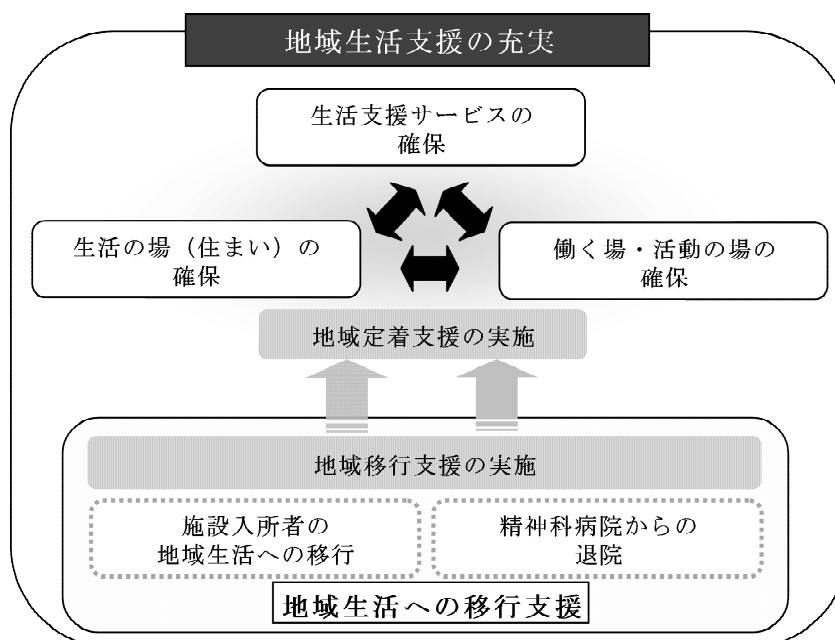
障害の有無に関わらず、相互の人格と個性が認められ、差異と多様性が尊重される共生社会の実現のためには、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

障害に対して正しく理解し、お互いに認め支え合う社会を市民との協働で作り上げていくため、幅広い市民参加による啓発活動をより一層推進していくとともに、障がいのある人との「ふれあい」を大切に交流についても充実を図ります。

2 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を継続して営むために、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、不安や悩みを解消するための相談支援体制を確立し、安心して地域の中で生活できる社会づくりを目指します。

施設入所者や入院中の方についても、地域生活へと移行するために必要な支援について充実を図ります。



3 社会参加の推進

障がいのある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動・就労・スポーツ文化活動等を通じた心身の健康づくり、社会参加と交流の促進を図ります。

4 雇用と就労

就労することで収入を得ることは、地域で自立した生活を営むだけにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上においても重要です。

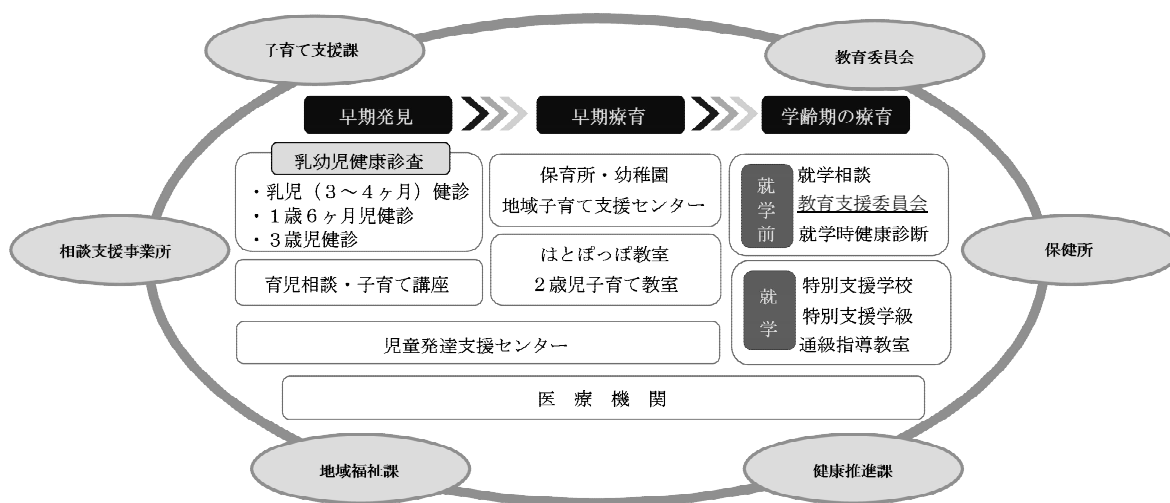
障がいのある人、一人ひとりの意思や能力に応じた就労場の確保に加え、障がい者就労施設等での福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、企業や学校、福祉施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

5 保健・医療の充実

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査を実施し、心と身体の健康づくりを促進するとともに、障がいのある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、こうした制度について周知・啓発に努めます。

6 障がい児への支援

障害の早期発見・早期療育を行い、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図り、障がいのある児童の社会的自立とその可能性を広げるため、障害の状態などに応じた適切な療育、保育、教育の充実に努めます。



7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために、社会環境・生活環境について、バリアフリー化を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

また、障がいのある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護などの防犯・防災対策や緊急時対策を整備します。

3 施策体系

【基本理念】障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり

1 理解と配慮の促進

重点施策

- (1) 理解の促進
- (2) 虐待防止
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉教育の推進

2 地域生活支援の充実

重点施策

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 情報提供の充実
- (4) 経済的支援
- (5) 住宅の確保

3 社会参加の推進

重点施策

- (1) 社会参加への支援
- (2) 交流の促進
- (3) スポーツ・文化活動等の推進

4 雇用と就労

重点施策

- (1) 就労支援の充実
- (2) 福祉的就労の場の充実

5 保健・医療の充実

重点施策

- (1) 障害の早期発見
- (2) 疾病の予防
- (3) 医療・リハビリテーションの充実
- (4) 精神保健福祉の充実

6 障がい児への支援

重点施策

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 療育の充実
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 障がい児保育の充実
- (5) 家族の支援

7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

重点施策

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 防犯・防災体制の整備
- (3) ボランティア活動の推進

第2章 各施策の基本的な考え方

1 理解と配慮の促進

(1) 理解の促進

障がいのある人が地域の皆さんに支えられ、自立した地域生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが障害について正しく理解することがとても重要です。

笠岡市では、井笠圏域障害者自立支援協議会と連携して、講演会やフォーラムの開催、障がい児者相談支援交流会（民生委員、各市町相談員を対象）の実施、障害者週間での駅前宣伝として啓発チラシの配布等を実施しています。さらに、広報紙へ障がいのある人への正しい理解を深める記事を掲載しています。

障害に対する理解は様々な啓発活動によって徐々に広がりつつありますが、社会全体では十分な理解が得られているとはいえない状況にあり、市民意識調査からも差別・偏見について「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると5割を超えています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現のため市民全てが障害に対する理解を深め、障がいのある人への差別解消を図っていく必要があります。

今後の取り組み

①研修会・講演会等の開催

市民が障がい者福祉について関心を持ち理解を深めるため、各種研修会や講演会、フォーラム等を開催します。実施にあたり、テーマや内容等について井笠地域障害者自立支援協議会と連携を図り、井笠地域の広域にわたり理解を深めていきます。

また、精神障害についてスピーカーズ・ビューローの方々と連携した研修会を民生委員地区会議等で実施し、理解の促進に努めます。

②障害者週間を中心とした広報・啓発の推進

12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心に、障がいのある人の作品展示や駅でのチラシ配布等、障害福祉施設や井笠地域障害者自立支援協議会等と連携し、障害について正しく理解し、人権を尊重し認め合う地域づくりのための広報・啓発活動を推進します。

③広報紙・ホームページ等の活用

「広報かさおか」や市のホームページを通じて、発達障害を含め障害の特性を正しく認識し、理解を深めるとともに認め支えあう気持ちを育むための記事を掲載します。

④障がい者団体等による啓発活動の支援

障がい者団体等が行う啓発活動に対し、その効果が広く浸透するように、企画や運営等について支援を行います。また、啓発活動の輪が広がるよう、各団体の連携体制の強化を図ります。

⑤ヘルプマーク・ヘルプカードの活用の推進

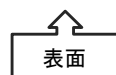
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々がヘルプマーク・ヘルプカードを活用することにより、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるようにします。また、ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけた周囲の方が、障がいのある人へ声を掛け、障害の特性や、対応方法を理解するきっかけとなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知に努めます。

■ヘルプマーク



■ヘルプカード

あなたの支援が必要です ヘルプカード		【私の医療情報】	
 岡山県笠岡市 緊急の際は、カードの中を見てください		障がいや病気の 名称と持ちよう	
		飲んでいる薬	
		アレルギー等	
		かかりつけ医 療機関	機関名: 電話番号: 主治医:
年 月 日記入 ふりがな 名前 住所 生年月日 年 月 日 性別 血液型 男・女 型 Rh +-		お願いしたいこと	
第1連絡先: 電話番号:			
第2連絡先: 電話番号:			
第3連絡先: 電話番号:			
災害時の家族の集合場所		このカードの中にお願したいことが書いてあります。中を開いて見てください。	



表面



裏面

⑥市職員の研修

市職員は、「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を理解し地域の中で障害に対する理解を広めるリーダーとしての役割を担うため、職員研修の中に障がい者福祉の項目を取り入れるとともに、障害福祉施設での実地研修を行い、資質の向上を図ります。さらに、新規採用職員に対しては、障がいや障がいのある人についての理解を深めるために「かさおかふれあいスポーツ大会」に参加するなどの研修を継続して実施します。

⑦障害者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障がい者差別に関する相談等について情報の共有を図るとともに、障がい者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークの構築を図ります。また、地域協議会を組織することにより、地域全体の相談対応力の向上につながるよう努めます。

⑧手話言語条例制定

手話言語条例の早期制定を目指し、手話を学ぶ機会の確保や手話通訳者の派遣、相談拠点の支援等を通して、手話の理解や普及に努めます。また、事業者にも雇用環境の整備等を求め、聴覚障がいのある人が生活しやすい環境づくりを推進します。

(2) 虐待防止

障がいのある人への虐待が障がいのある人の尊厳を害するものであり、障害者虐待防止法では、障がいのある人に対する虐待を禁じています。

笠岡市においても、関係機関と連携しながら、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行える体制づくりを実施します。また、弁護士や施設関係者等で構成される障がい者虐待防止支援チームを設置し、必要に応じて適切な保護や支援について協議するための体制を強化します。

今 後 の 取 り 組 み

①虐待防止に向けた体制整備

障がいのある人に対する虐待を防止するため、市民や施設職員、企業等に対する研修会を実施するなど啓発に努め、虐待防止に向けた意識の向上を図ります。

また、地域福祉課に設置された障害者虐待防止センターは、虐待と疑われる情報提供があった場合は、速やかに関係機関と協議を行い早期対応・早期解決を図ります。

②虐待を受けた障がいのある人の自立支援

虐待を受けた障がいのある人への対応については、専門家を含めた関係機関と協議し、自立に向けた支援を推進します。養護者による虐待のケースについては、関係機関との連携により養護者に対する相談支援体制を整備します。さらに、弁護士や施設関係者等で構成される障がい者虐待防止支援チームを活用した効果的な対応により、早期解決に努めます。

(3) 権利擁護の推進

障がいのある人が安心して暮らすため、笠岡市社会福祉協議会と里庄町社会福祉協議会が共同で運営する「かさおか権利擁護センター」と連携し権利擁護に対する意識を高め、成年後見制度についての周知を図ります。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がいのある人や精神障がいのある人は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がいのある人の権利や財産などを守る取り組みが必要です。障がいのある人などの財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、制度についての認知度はまだ不十分な状況です。

今後、一人暮らしの障がいのある人が増加していくことや、入所施設や病院からの地域移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護に関わる制度を広く周知するとともに、より利用しやすい仕組みづくりに取り組むことが必要となっています。

今 後 の 取 り 組 み

①権利擁護の周知

障がいのある人の家族や地域の福祉関係者、サービス提供事業所などに対し、障がいのある人の権利擁護に対する理解を深めるとともに、各種制度について周知を図ります。また、民生委員等を対象に井笠圏域障害者自立支援協議会と連携し、権利擁護研修会を引き続き実施します。

②日常生活自立支援事業の推進

障がいにより判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営むための金銭管理や、ホームヘルプや配食サービスなどの様々な契約を支援する日常生活自立支援事業（笠岡市社会福祉協議会が実施）を周知し、利用を推進します。

③成年後見制度の利用の促進

障がいにより判断能力が不十分な方に対し、財産管理や福祉サービス等の利用契約さらに遺産分割などの法律行為を支援するための成年後見制度を周知し、利用を促進します。

(4) 福祉教育の推進

これからの笠岡市を担う子どもたちが障害について正しい理解をもって成長するよう、幼い頃からボランティアなどの体験的な福祉教育を推進するとともに障がいのある人との交流を通じた障がい者福祉に関する意識の向上を図ります。また、必要に応じて、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、における内容の見直し等を行っていきます。

今 後 の 取 り 組 み

①学校での福祉教育の推進

障害を理解するために、「教科」「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」「学校行事」等の時間を活用し、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験等の体験活動を推進します。

また、福祉施設訪問や当事者による講演会などを通じて、障害に対する理解を深める取り組みを充実します。

②福祉体験活動の推進

障害を理解するためには、障がいのある人とふれあうことが大切です。そのため、笠岡市社会福祉協議会が笠岡市と連携して行う「夏のボランティア体験」や、中学校が行う職場体験学習を引き続き実施します。

また、出前講座では笠岡市社会福祉協議会や社会福祉事務所と連携し、体験型学習を取り入れるなど障害への理解を深める取り組みを充実します。

③人権教育の推進

障がいのある人が地域で暮らすためには、個性と人格を尊重し、支えることによって共生できる社会づくりが求められます。

市民の人権意識を高めるため、全市民を対象とした「人権教育講演会」や「人権週間のつどい」をはじめ、各地域で行う「地域公民館人権啓発事業」、さらに小・中学校の保護者を対象とした「PTA人権教育推進事業」など、人権教育を推進します。講演会では、今後も様々な人権のテーマを取り上げ、人権推進課と協議をしながら「障がい」をテーマにした講演会等を実施していきます。

2 地域生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな生活を営むことができるよう、在宅での生活を支える福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人に対して必要なサービスが提供される体制づくりに努めます。

また、障がいのある人の地域移行を促進するためにも、障がいのある人が安心して生活できるグループホーム等の住まいの場の確保を図っていきます。

今後の取り組み

①サービス提供体制の充実

障害福祉サービスの提供については、一般相談支援事業者と特定相談支援事業者からの情報に基づき、日常生活に必要なサービス提供の充実を図ります。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及び拡充を目指します。

さらに、相談支援事業所等と連携しながら、障害の特性に応じたサービスを提供することで、日常生活の安定と向上に努めます。

②訪問系サービスの充実

地域の中で自立した生活を営むには「居宅介護」をはじめ訪問系サービスの充実が求められるため、必要な時に必要なサービスを受けることができるよう事業所に対しサービス提供体制の充実を求めたり、事業所の新規参入を働きかけます。

今後、地域移行支援事業による入所施設や精神科病院からの地域生活への移行により「居宅介護」の利用が増加することが予想されるため、地域移行支援を行う相談支援事業所と居宅介護事業所との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。

市内に重度訪問介護事業所ができた一方で、行動援護ではサービスを提供する事業所がないため、引き続き県と情報共有を行い、新規参入が図れるよう努めます。

③日中活動系サービスの充実

市内には「生活介護」を提供する事業所が少ないことから、生活介護事業所の拡充に向けて、事業所へ働きかけを行い新規参入を促進します。また、介護保険施設を含め、既存の社会資源との併用によりサービス提供体制の確立に努めるとともに、事業所とも連携を図りサービスの充実に努めます。

④居住系サービスの充実

グループホームは、地域移行支援事業による地域生活の場でもあるため、地域で自立した生活を営む訓練の場として期待されており、今後より一層利用者の増加が見込まれます。そのため、身体・知的・精神障害のそれぞれのグループホームが設置されるよう事業所へ働きかけ、事業参入や事業拡大を促進します。

⑤重症心身障がいのある人及び介助者への支援

重度の心身障がいのある人への支援については、生活介護や短期入所などのサービスが受けにくい状況であり、特に医療的ケアの必要な人はサービスを提供する事業所が限られています。

そのため、障害の特性に応じた適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業所へ要請し新規参入を促進するほか、事業を実施している事業所に対しては利用枠の拡大に努めます。さらに、重症心身障がいのある人が地域で安心して暮らすことができ、また介助者が一時的な休息を取りやすくできるよう、引き続き、重症心身障害児者レスパイトサービス拡大促進事業を実施します。

⑥移動サービスの充実

社会参加のために重要となる移動サービスについては、サービス提供事業所と連携し、人材確保や従事者の資質の向上を図り、サービス提供体制の確立に努めます。

また、移動サービスのニーズが増加することが予想されるため、事業所の新規参入を促進します。視覚障がいのある方に対しては「同行援護」の周知を図り、サービスの利用を促進します。

⑦介護保険サービスとの連携

高齢の障がいの者に対し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な場合、円滑に移行することができるよう、障がいのある人本人やその家族に対する情報提供、障害福祉サービス事業所と介護保険事業所との間の情報共有を図るなど、支援の充実に努めます。

⑧地域移行・地域定着の支援の充実

長期間の施設入所や入院中で、地域での生活を希望する方については、グループホームでの生活体験、さらに訪問系や日中活動系のサービスの提供、自立した生活のための様々な支援を行い、地域生活への移行を促進します。また、地域生活への移行へは地域体制の整備と関係機関との連携が不可欠であるため、支援ができるよう体制の構築と連携に取り組みます。

⑨地域福祉の推進

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無、性別等の違いに関わらず、すべての人が世代やその背景を問わずに安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、地域福祉の推進を図ります。地域で生活している障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、民生児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携しながら、地域において障がいのある人を見守り、ひきこもりや虐待の早期発見、災害時の援助など、必要な支援を行うネットワークづくりに努めます。

⑩福祉用具の利用促進

市職員が補装具や日常生活用具に関する知識を深め、福祉用具を希望している人に対して、障害の特性に応じた福祉用具を給付することにより、日常生活の安定と向上を図ります。また、引き続き福祉用具について制度案内等で周知を行い、福祉用具を必要とする人へ給付を行います。

(2) 相談支援体制の整備

全ての障害に共通して相談に対するニーズは高く、地域での自立した生活を継続するためには日常生活に関することを気軽に相談でき、必要な支援を行う体制は非常に重要です。

市では、「井笠圏域障害者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、チラシ等で相談窓口を周知し、利用を促しています。今後も、障害福祉サービスの適切な利用に関する不安解消と地域生活の充実に向けて、円滑な事業の実施に努めます。

今後の取り組み

①相談窓口の充実

障がいのある人やその家族からの相談については、専門機関である「井笠圏域障害者相談支援センター」や「笠岡市社会福祉協議会」（笠岡市地域包括支援センターを含む。）をはじめ、地域での身近な相談窓口である障害者相談員や民生委員児童委員の周知を行い、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②支援体制の充実

各相談窓口に寄せられた相談について、専門性を必要とする場合や関係機関の連携が必要なケースについては、社会福祉事務所や井笠圏域障害者相談支援センターを中心に支援体制を確立します。

支援にあたっては関係団体や機関が連携し、迅速に支援体制を整えるため、日頃から情報交換を行い、協力体制を構築します。

③相談員の資質の向上

相談窓口に寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、井笠地域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し、研修会を開催するなど資質の向上と相談員同士の連携強化を図ります。

(3) 情報提供の充実

日常生活の中で、障がいのある人自身が選択・決定を行うためには「情報を得る」ことが非常に重要となっています。

笠岡市では、パンフレットでの説明、広報紙への掲載、音訳の提供、情報・意思疎通支援用具の活用等により情報取得の障壁を除くように努めています。

今後も、様々な情報を正確に得られるように情報のユニバーサルデザイン化を推進し、障壁となっているものに対してはその障壁の除去に努め、提供する情報内容の充実を図ります。

今後の取り組み

①情報提供の充実

日常生活の中で必要となる福祉制度については、パンフレットや「広報かさおか」「声の広報」、市のホームページなどで周知するとともに、視覚障がいのある人には音訳などの方法で情報提供を充実します。

②情報支援機器の利用促進

視覚障害や聴覚障害、音声言語機能障害などにより情報・意思疎通支援用具を必要とする人には情報支援機器の活用を促進し、効果的に情報が得られる環境づくりに努めます。

(4) 経済的支援

障がい者アンケート調査では、経済状況について心配している層（「多少心配」＋「非常に心配」）は5割以上となっています。

障がいのある人が、地域で自立して安定した生活を営むためには生活費の確保も重要な課題であり、国や県と連携して各種手当・年金制度などの周知を図ることが重要です。

今後の取り組み

①各種福祉手当等の支給

各種福祉手当や障害年金について受給対象となる人に、手続き等についてわかりやすく確実に情報提供を行い、経済的自立を支援します。

②各種助成・減免制度等の周知

福祉基金で行う市独自の助成制度や民間企業の割引制度等，受給対象となる人に周知を図り，日常生活における経済的負担の軽減を図ります。

(5) 住宅の確保

地域での自立した生活を推進するため住宅の確保に努めるとともに，グループホームの整備を推進します。また，障がいのある人を含む家族の高齢化に対応できるよう関係機関と協力し，障がいのある人やその家族の高齢化に対する不安の解消に努めます。

さらに今後，利用者の高齢化，施設の老朽化や管理の効率化を見込み，施設の整備を行う場合には可能な支援を行います。

今 後 の 取 り 組 み

①グループホームの充実

障がいのある人が安心して安定的に地域生活を送ることができるよう，日常生活の支援や援助を行うグループホームの整備を推進します。

②住宅改修の促進

住み慣れた自宅での生活を維持するため，住宅改修費給付事業の活用により段差解消や手すりの設置など，利便性や安全性の向上を図るための住宅改修を促進します。また，制度案内等で住宅改修について引き続き周知していきます。

③住宅の福祉対応型化

地域での生活を可能にするため，市営住宅などの既存施設のバリアフリー化を推進します。また今後は，入居を継続したまま実施できる長寿命化型の整備を先行して行い，必要に応じて福祉対応型の整備に努めます。

3 社会参加の促進

(1) 社会参加への支援

障害者基本法では、「全て障がい者は、社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」として、共生社会の実現を図っていくことが定められています。

笠岡市では、意思疎通支援事業や同行援護サービスを周知し利用してもらうことにより、障がいのある人の社会参加を図っています。

今後も、社会との関わりを維持するため、意思の疎通や移動がその妨げにならないよう社会参加を支援するサービスを充実します。

今後の取り組み

①コミュニケーション支援事業の充実

聴覚や言語機能に障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション手段を確保します。

また、手話通訳者や要約筆記者の派遣調整や養成を行い、確保と資質の向上を図るとともに、関係団体の活動を支援します。

②外出支援のための制度の周知

視覚障がいがある人の外出を支援するため、「同行援護」のサービスを周知し外出を支援します。

利用ニーズの高い移動支援事業については、県や事業者と連携を図りサービスの提供体制の充実を図ります。また、今後利用者の増加が見込まれる福祉有償運送については、既存の事業所の事業拡大や新規事業所の参入を推進します。

また、経済的負担軽減のため、バス・船舶等の公共交通機関の割引や助成制度の周知を図ります。

(2) 交流の促進

障害や障がいのある人についての理解を深めるためには、実際に「ふれあう」ことが大切です。

本市で年1回開催している、障がい者福祉への理解及び福祉事務所の広報活動と利用者の社会参加を目的とした「F K S 21 ～福祉施設の祭典～」においては、多くの福祉事業所とその関係団体が集まり、日ごろの活動報告や各福祉事業所の製品の紹介、障がい者福祉の情報発信等を行っています。

今後も、ボランティア活動等を通じた障がいのある人との交流を進めるため、様々な地域行事を通じて啓発・広報を積極的に展開していくとともに、地域における交流機会を探りながら、障害福祉サービス事業所と連携して、交流や理解を深める取り組みを進めていきます。

今 後 の 取 り 組 み

①地域福祉活動での交流機会の充実

障がいのある人を民生委員児童委員や各笠岡市社会福祉協議会などの福祉関係者をはじめ、地域住民が見守り支える活動を行うことにより、地域の中での自立した生活が送れるよう努めます。笠岡市社会福祉協議会が行う「いきいきサロン活動」など、関係機関と連携し地域における福祉活動を充実します。

さらに、平成29年（2017年）に開所した、福祉的就労後の余暇支援等を目的とした障がい者集いの場を活用して、地域住民との交流を図っていきます。

②障がい者施設と地域との交流

地域住民が障がいのある人と交流し、ふれあいを重ねることにより障害への理解を深めることができます。そのため、障がい者施設が行う行事やイベントなどへの地域住民の参加を促進し交流活動を支援します。

③福祉イベントの開催

「F K S 21 ～福祉施設の祭典～」など障がいのある人が多く参加するイベントを開催し、障がいのある人と住民がふれあうとともに、各福祉事業所の日ごろの活動報告や製品の紹介を通じて、障害についての理解を深める取り組みを充実させます。

また、障害福祉サービス事業所と連携して、様々なイベントに障がいのある人が参加できる環境を整え、地域の中で、障がいのある人が暮らしていることを自然に認めることのできる社会づくりに努めます。

(3) スポーツ・文化活動等の推進

障がいのある人が、スポーツや文化活動等を楽しむことができる機会を持つことは、自立と社会参加の促進につながります。

笠岡市においては現在、障がい者スポーツや文化活動に参加する機会を提供しています。今後も、多種多様なスポーツや文化活動を推進し、障がいのある人の生活を豊かにするよう努めます。

今 後 の 取 り 組 み

①障がい者スポーツ等の促進

「岡山県障がい者スポーツ大会」や「笠岡ふれあいスポーツ大会」等でスポーツやレクリエーションに参加する機会を提供し、楽しみや仲間づくりなどスポーツ等を通じた生きがいづくりを推進します。

また、多種多様なスポーツを楽しむことができるよう、専門的な指導員の育成に努めます。

②文化・芸術活動の促進

心豊かにうるおいのある生活を営むため、障がい者アート展のような「社会参加促進事業」などで文化・芸術活動に参加する機会を提供します。

今後も引き続き、書き初め大会を開催し、ボランティアの人等と交流しながら楽しく芸術に触れる機会を提供するとともに、文化施設の見学や創作活動等の要望に応えられるよう努めます。

③各種団体との連携

生活を豊かに、心を豊かにするスポーツや文化活動を充実するため、市内外で活動する団体との交流や連携を進め、活動の充実を図ります。

また、障がいのある人たちの活動を発表する機会を設けるなど、生涯学習としての生きがいづくりを推進します。

4 雇用と就労

(1) 就労支援の充実

障がいのある人の就労については、生計を維持する経済的側面だけでなく、社会の一員として自覚をもつ社会的側面、生きがい等の精神的側面という大きく3つの側面をもっており、きわめて重要な分野となっています。

笠岡市では、就労支援員を配置しており、発達障害・精神障害など障害特性に応じた支援を行っています。今後も、関係機関と連携しながら、本人の障害状況を把握し一般就労へつなげていきます。

今後の取り組み

①障がい者雇用の広報・啓発の充実

障がいのある人の雇用を促進するため、「ハローワーク」等の関係機関と連携し、企業等に障がい者雇用に係る助成制度や障がい者雇用率制度についての周知を図ります。

また、「井笠地域障害者自立支援協議会」と連携し、井笠管内の企業に対し、障がい者雇用を促進する取り組みを充実します。

②就労の促進・定着支援

障がいのある人の能力や適性に応じた就労に向けて、「倉敷障がい者就業・生活支援センター」や「井笠圏域障害者相談支援センター」等の関係機関と連携し、就業相談や就労支援、職場への定着支援などの総合支援を推進します。

また、就職後の職場定着率向上のため、就労支援員によって障がいのある人の不安等についてきめ細かく把握・対応するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労促進につなげます。

さらに、農業分野においても障がい者の就労を促進するため農福連携を図ります。

③公共機関の障がい者雇用の促進

障がい者雇用を推進する立場から、市役所等の公共機関が積極的に障がいのある人の雇用を推進するとともに、雇用する職域の拡大を図ります。

(2) 福祉的就労の場の充実

福祉的就労を希望する障がいのある人に対しては、就労継続支援A型またはB型の利用を提供します。加えて、障害者優先調達として就労支援施設等への業務、商品等の発注を推進し、障がいのある人の経済的な自立を促進します。

今 後 の 取 り 組 み

①福祉的就労の充実

企業等での就労が困難な人に対し、能力や適性に応じた福祉的就労の場を確保し、働くことの喜びや生きがいを持てるよう支援します。

福祉的就労の支援とともに、一般就労に向けた体制と支援をより充実する必要があります。

②障害者優先調達等による経済的自立の推進

就労支援施設等への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援し、障がいのある人の経済面の自立を進めます。

③障がいのある人の居場所づくりの推進

就労支援事業所などで働く障がいのある人が仕事を終えた後に集う交流の場として、平成29年（2017年）に開始された障がい者集いの場を活用し、障がいのある人の仲間づくりや自立支援につなげます。さらに、障がいのある人が仕事後に過ごす場を提供することで、保護者が安心して働ける環境づくりに努めます。

5 保健・医療の充実

(1) 障害の早期発見

障害の早期発見は、家族等が本人の特性を理解し、成長の発達を促し本人の能力を伸ばすうえで大変重要です。

笠岡市では臨床心理士を雇用し、幼児期から保護者へのアプローチを行い、療育機関や専門医療機関等へつなげるとともに、発達に課題を抱える障がいのある児童への手立てを就学に向けて引き継ぐ体制を整えています。

今後も引き続き、障がいのある幼児、児童、生徒の教育をさらに充実させるため、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

今後の取り組み

①乳幼児健康診査等の充実

健康管理や成長発達の支援のため、所属の保育所（園）、幼稚園とも連携しながら健康診査受診の勧奨に努めます。また、健康診査を受診しない未受診者への対応に努め、全ての乳幼児の健やかな成長を推進します。さらに、発達支援につながるよう、臨床心理士や関係機関と連携を図り、情報共有を行っていきます。

②保護者の障害に対する理解への支援

保護者の立場に立った相談支援に努めつつ、障がいのある児童に関わる関係者が連携を図りながら保護者へのサポート体制を整えます。また、市民に対して子どもの発達の課題や対応について理解が図られるよう、講演会の開催等、必要な支援を実施します。

(2) 疾病の予防

障がい者対象のアンケート調査の結果をみると、身体障がいのある人の障害の原因は、「病気」が4割台半ばとなっています。このため、健康づくりの推進や健康診査の受診勧奨等により疾病の早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。

笠岡市では、特定健康診査・特定保健指導を実施していますが、生活の質や医療費の点から、疾病の重症化予防にも取り組む必要があります。

今 後 の 取 り 組 み

①特定健康診査等の実施

血管の動脈硬化が進行すると脳血管疾患、心筋梗塞、腎臓疾患等障害を持つ可能性のある疾患を引き起こす原因となります。特定健康診査及び後期高齢者健康診査を実施し、病気からの障害の要因となる「高血圧症、脂質異常症、糖尿病」等生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。また各種健康診査やがん検診をより多くの方に受けていただけるよう受診勧奨に努めます。

②重症化予防の推進

重症化予防対策として生活習慣病が起因する疾病のうち、糖尿病性腎症による人工透析に移行する人を増やさないよう、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組めます。

③地域全体での健康づくりの推進

住み慣れた地域での生活が継続できるように、市民同志が協力し、支え合う環境づくりの充実や地域全体での健康づくりに対する意識醸成を目的に地区組織活動や自主グループの育成を行います。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

障害の早期発見及び障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化の防止を図ります。

また、日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復・向上、もしくは獲得させることを治療目的とした更生医療等の助成制度について、窓口やホームページ等での周知を行うとともに、必要な助成等が受けられるよう助成制度等の周知・広報を行います。

今後の取り組み

①診療等の体制整備

障害により意思の疎通が困難な人等が、医療機関等のスタッフの配慮により適切に医療を受けることができるよう、医師会や歯科医師会、井笠地域障害者自立支援協議会等と連携し、障害に対する理解を深め医療を受けやすい体制を整備します。また、日常的な診療や健康管理等のための「かかりつけ医」を決めておくよう周知します。

医療的ケアが必要な人に対しては、事業所と連携し、訪問看護の体制を強化します。

②地域リハビリテーションの充実

障害により失われた機能を回復するため、医療機関をはじめ介護保険施設、訪問リハビリ等、地域の中で様々なリハビリテーションを受けることができる体制づくりに努めます。

(4) 精神保健福祉の充実

事例を通して医療機関や保健所等の関係機関と連携した緊急の医療体制を確立するとともに、関係機関との連携による精神障がいのある人の地域移行の促進、自立のための支援、社会経済活動の促進を図ります。また、継続した医療による症状の回復を図るため、医療機関と連携して自立支援医療の周知に努めます。

今後の取り組み

①相談・支援体制の整備

不登校や引きこもり、自殺などの予防のため、社会的なストレスなどにより引き起こされる「こころの病気」に対する認識を広め、不調に気づいたら早期に相談や治療を開始することの重要性を周知します。

②精神障害に対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進

精神障害に対応した地域包括ケアの仕組みづくりや、地域の精神障害への理解を進めるため、地域の精神保健、医療、福祉等の関係者・機関と協議を図ります。また、個々のケースに対応するため、各機関の役割を明確にした上で、関係機関との連携を強化し迅速な支援体制づくりに努めます。

6 障がいのある児童への支援

(1) 相談支援体制の整備

家族が自分の子どもの障害を受け入れ、障害の特性を理解したうえで養育することは、子どもの健全な発達のためにとても重要です。

笠岡市では、保護者と接する機会を通して、相談窓口について周知し、関係機関の連携に努めています。

今後も、日々の生活の中での疑問や悩みの解消ができるよう、相談を受けた機関と関係機関が連携し、情報共有等を継続します。

今後の取り組み

①相談窓口の充実

障がいのある児童やその家族からの相談については、専門機関である「井笠圏域障害者相談支援センター」や「笠岡市社会福祉協議会」（笠岡市地域包括支援センターを含む。）をはじめ、地域での身近な相談窓口である障害者相談員や民生委員児童委員の周知を行い、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②支援体制の充実

各機関を通じて寄せられた相談について、専門性や関係機関の連携が必要なケースに対応するため、児童発達支援センターや井笠圏域障害者相談支援センター等との連携を強化します。また、地域の身近な支援者として、知的障害者相談員や民生委員児童委員、また家族会やNPO等も含めて総合的な支援体制を確立します。

関係団体や機関が迅速に連携し支援体制を整えるため、日頃から情報交換を行い協力体制の構築に努めます。

（２）療育の充実

障害の発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係機関との連携体制を強化し、相談を受けた後、迅速に検査や判定が実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

笠岡市では、親子を対象とする発達支援教室にて、遊びを通して発達を促す関わり方を保護者と検討しながら発達支援の機関へ繋ぎ継続支援を行っています。また、保育所（園）、幼稚園、療育機関と連携しながら、所属集団で過ごす手立てを検討し支援を行っています。

今後も、継続して対象児の所属する保育所、保育所（園）、と療育機関と連携を図るとともに、学習障害（LD）や、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実に図ります。

今 後 の 取 り 組 み

①療育相談の充実

療育について、保護者の不安や悩みを気軽に相談できるよう、様々な機会に気軽に相談できる環境を整えます。また、関係機関や専門機関との連携を図り、相談内容に応じたきめ細かな支援に努めます。

②療育体制の充実

親子を対象とした発達支援教室を実施するとともに、療育機関を利用しながら保育所（園）、幼稚園といった集団で生活している対象者に対して、医療機関や児童発達支援センター等の専門機関と連携しながら、市の発達支援コーディネーターによる保育所（園）、幼稚園への施設巡回支援に取り組みます。

③発達障がいのある児童の支援体制の充実

幼児期からの早期把握に努め、特性及び成長過程に応じた生活・学習環境の整備が図られるよう、またライフステージに応じて切れ目なく支援が実施できるように、医療・保健・教育・福祉の関係機関の連携強化を図ります。また、「4歳児発達支援事業」を推進し、支援の必要な幼児の早期発見・早期対応に努めるほか、相談支援ファイル「かけはし」等を活用し幼児期から成人期まで支援を絶やさないよう努めます。

④障害児通所支援の推進

障がい児支援を充実するため関係機関との連携を強化し、事業が円滑に展開できるよう支援します。また、児童が適切な療育を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス利用の支給決定を行います。利用者数は年々増加しているため、特に放課後等デイサービスの適切な利用に向けて、日中一時支援事業との併用を促します。

(3) 特別支援教育の推進

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。

笠岡市では、保育所（園）、幼稚園、臨床心理士、医師等と連携し、「4歳児発達支援事業」を推進し、支援の必要な幼児の早期発見・早期対応に努めているところです。対象児の数は年々増えているため、今後さらに支援の進め方や支援体制を充実させる必要があります。

次代を担う子どもたちのために適切な保育・療育を実施し、保護者に対しては悩みや不安を解消するため相談支援体制の充実を図ります。

今 後 の 取 り 組 み

①笠岡市幼稚園・保育所（園）特別支援教育研修会

特別支援教育を推進していくために、子ども療育センター笠岡学園等の関係機関と連携しながら担当者の養成を目的とした研修を実施し、具体的な事例の検討や情報共有を行うなどの取り組みを推進します。

②4歳児発達支援事業

就学を見据えた際、集団活動に支援の必要な幼児に対し、所属の保育所（園）、幼稚園と連携し支援方法の検討を重ねながら、保護者とも情報を共有するよう努めます。

また、就学後の有効な手立てとなるよう、支援体制の充実を図ります。

③特別支援教育連絡会（就園前～中学校）

就園予定者や就学予定者について、保育所（園）、幼稚園、臨床心理士、医師等と連携しながら、個別の支援方針を確認することにより円滑な就園・就学を目指します。

④特別支援教育巡回カウンセラー

笠岡市教育相談室に配置し、学校（園）からの報告・相談に対して専門的な立場から指導助言や支援を行います。また、学校（園）と情報共有を密にしながら、必要に応じてケース会議にも参加し、個々のケースに対応できるように努めます。

(4) 障がい児保育の充実

障がいのある児童に適切な支援を行い健やかな成長を保障するため、保育士を加配するなど適切な措置を講じるとともに、職員研修の充実に努めます。

今 後 の 取 り 組 み

①統合保育の推進

様々な障害の特性を理解し、日々の保育の中で、子どもの特性に応じた声掛け、居場所づくりをするなどの対応を引き続き行い、障がい児保育を推進します。また、障害のある子どもとない子どもが地域社会の中で共に育つことができるよう、保護者・関係機関との連携を図り、統合保育を推進します。

②保育環境の整備

障がいのある乳幼児を取り巻く社会状況等を把握し、保育所（園）において安心して生活できるよう、新設予定の保育所等から順次、バリアフリーを取り入れるなど、施設面、人員面など障害特性に応じた望ましい保育環境の整備に努めます。

③職員研修の充実

近年、保育所（園）では発達障がいのある児童など「気になる子ども」への保育と対応、そしてその家庭を含めた支援のあり方が課題になっており、保育所（園）の役割と取り組みへの期待がますます高まっています。今後も引き続き、担当になった保育士を基本に、県主催の研修への参加や、特別支援教育研修会で教育委員会とともに研修を行うなど、職員の知識や技術の向上に努めます。

(5) 家族の支援

子育てに対する悩みや不安について相談に応じる体制を整備します。さらに、家族が障害について理解し、子どもが安心できる家庭環境を築くため、家族に対する総合的な相談支援体制を強化します。

今後の取り組み

①障害に対する理解の促進

障害を理解し適切に対応することは、障がいのある子どもの健やかな成長に大きく関係してきます。医療機関や療育機関などの専門機関や対象児の所属する機関と連携し、家族が障害を理解し受容するための支援を行います。

②訪問指導の推進

子育ての不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が家庭を訪問し母子の健康保持・増進を図るとともに療育等の相談に応じます。

③相談支援ファイルの活用

障害に関する様々な情報をもとに、適切な治療や療育、教育や就労に関し生涯にわたり一貫した支援を行うため、相談支援ファイル「かけはし」を配付し効果的な活用を図ります。また、学校（園）や関係機関とも連携し、幅広い周知に努めます。

7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

地域生活の安全を確保し、住みやすいまちづくりを推進するため、これまで公共交通機関、公共・民間施設など市全体のバリアフリー化を推進し、スロープの設置やオストメイト対応の多目的トイレの整備等、着実に整備を行ってきました。

今後も環境改善を図るため、これらの取り組みをさらに推進し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

今後の取り組み

①施設のユニバーサルデザインの推進

障がいのある人が自由に移動でき施設の利便性や安全性の向上を図るため、公共施設や建築物のバリアフリー化を推進します。バリアフリー化を進めることで、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインのまちづくりの実現を目指します。

人にやさしい「ユニバーサルデザイン」のまちづくりにあわせ、障がいのある人に対する理解を促進し「心のバリアフリー化」も推進します。

②交通のバリアフリー化の推進

歩道へ音響信号機や点字ブロックの設置、鉄道やバス・船舶等においては関連施設の整備や安全に乗降できる設備の設置等、公共交通機関の利便性と安全性の向上を図り、外出における安全・安心の確保に努めます。

③専用駐車スペースの確保・促進

多くの市民が利用する公共的及び民間建築物などへの障がい者駐車スペースの確保を推進します。

④移動支援の促進

外出時に移動の支援が必要な障がいのある人に対して、社会参加の促進のため、移動支援サービスの一層の充実を図ります。

■身体障がい者等用駐車場のマーク 「ほっとパーキングおかやま」



（２）防犯・防災体制の整備

日常生活における安全の確保には、犯罪から身を守るための防犯、地震などの自然災害から身を守る防災の２点が重要です。特に、障がいのある人は犯罪や災害に対して弱者になることが多く、緊急時の支援体制の整備が必要となっています。

笠岡市では、防犯に関しては被害に遭わないための講座を実施しており、また、防災については避難行動要支援者名簿の周知や、名簿への登録、民生委員児童委員と連携した名簿の修正、自主防災組織等への情報提供を実施しています。

今後も引き続き、防犯についてはテーマを検討しながら講座を継続します。防災については、福祉避難所の整備を進めるとともに、災害対策基本法改正に伴い、同意方式を加えた制度を開始しているため、多くの同意を得た上で自主防災組織等に情報提供を行います。加えて、避難行動要支援者名簿を用いた緊急時の対象者一人ひとりの個別対応の決定に向けて、関係各課と協議を行い連携体制の整備を行います。

今 後 の 取 り 組 み

①防犯対策の推進

生活支援事業により障害の特性に合わせた防犯対策の講座を開催し、防犯意識の高揚を図ります。また、障害に応じた日常生活用具を給付し、自宅の防犯対策を推進します。

②避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿の周知を図り、支援を必要とする人の登録を推進します。さらに、民生委員児童委員等との連携により名簿の修正を行い、最新の情報を地域の自主防災組織やボランティア団体等と共有し迅速な避難体制を推進します。さらに、災害対策基本法改正で義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成においては、要援護者制度に同意方式を加えた制度を開始しており、引き続き関係課と連携して推進していきます。

③避難支援体制の整備

災害時に安全かつ確実に避難するため、障がいのある人の避難方法を、「笠岡市避難行動要支援者避難支援プラン（仮称）」に基づき関係者に周知します。そして、自主防災組織等と連携して避難訓練を実施し、非常時においても効果的な支援活動が実践できる体制づくりを推進します。また、個別の避難計画策定に向けて、自主防災組織等に情報提供しながら関係課と連携し推進します。

④福祉避難所の整備

現在、介護保険施設・障がい者支援施設・西備支援学校の計９カ所と福祉避難所の協定を締結していますが、今後も引き続き、福祉避難所の充実とコミュニケーション手段の確保に努めます。また、コミュニケーションに支援を必要とする方については、ボランティア団体と連携し、コミュニケーション手段の確保に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

障がいのある人が社会に参画し地域活動を行うために、ボランティアの協力は欠くことができません。今後、長期間にわたり施設へ入所している人等の地域移行や地域定着を進めていくうえで、地域生活を支えるボランティアの活動を推進する必要があります。

笠岡市においては、笠岡市社会福祉協議会においてボランティア入門講座（1日体験）や夏のボランティア体験（夏休み期間中に中学生以上を対象としたボランティア体験）等を行い、実際に体験することでボランティア活動への理解を深め、ボランティア拡大へと繋げています。

市民へのアンケート調査によると、障がいのある人へのボランティア経験が「ある」と回答した方は2割に満たない割合となっており、今後も笠岡市社会福祉協議会や他の関係機関と連携を図り、ボランティアについての情報発信等を強化し、より一層のボランティアの拡大に努める必要があります。

今 後 の 取 り 組 み

①障害福祉ボランティア団体の育成

障がいのある人が生きがいを持ち続けながら日常生活を営むうえで、ボランティアの協力は欠くことのできないものであることから、笠岡市社会福祉協議会や他の関係機関との連携を強め、活動費の補助や、障害福祉ボランティア団体の育成を行います。

②ボランティアの養成

手話奉仕員養成研修事業等の活用により各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの拡大を図るとともに、各種研修会へ参加し資質の向上に努めます。また、笠岡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアについての活動情報等の発信を図り、ボランティア養成の拡大に努めます。

③ボランティア活動の促進

障がいのある人に各ボランティア活動を紹介し、ボランティアを希望する人とボランティアを紹介するコーディネートを実施します。また、活動の充実を図るため、笠岡市社会福祉協議会を中心に、コーディネートや各ボランティア団体との連絡・調整、市民への情報提供等を行います。さらに、ボランティアによる福祉活動をより広く市民に紹介し、共に支えあう福祉のまちづくりを推進します。

第3編

障がい福祉計画（第5期）

第1章 数値目標の設定

1 福祉施設から地域生活への移行促進

■成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末時点で、平成28年度（2016年度）末の施設入所者数の <u>9%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。 ○平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者数を、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数から <u>2%以上削減</u> することを基本とする。
------	--

■成果目標

項目	目標
平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数（A）	73人
【目標】地域生活移行者の増加	7人 ----- 9.6%
平成32年度（2020年度）末時点の施設入所者数（B）	71人
【目標】施設入所者の削減（B－A）	2人 ----- 2.7%

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標の考え方

国の指針	○平成32年度（2020年度）末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）の設置。
------	---

■成果目標

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	保健，医療，福祉等の関係者による協議の場を，市で設置する。

3 地域生活支援拠点等の整備

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度（2020 年度）末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。
------	---

■成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	近隣 3 市 2 町で、面的整備型で設置する。

4 福祉施設から一般就労への移行

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度（2020 年度）中に、平成 28 年度（2016 年度）実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度（2020 年度）末における利用者数が、平成 28 年度（2016 年度）末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。 ○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度（2020 年度）末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。 ○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。
------	---

■成果目標

項目	目標
平成 28 年度（2016 年度）中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	1 人
【目標】平成 32 年度（2020 年度）中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	2 人 ----- 2.0 倍
平成 28 年度（2016 年度）末時点の就労移行支援事業の利用者数	6 人
【目標】平成 32 年度（2020 年度）末時点の就労移行支援事業の利用者数	8 人 ----- 3.3 割
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所数	1
【目標】平成 32 年度（2020 年度）末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数	1 ----- 10 割
就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	86%

第2章 障害福祉サービスの実績及び見込み量

1 障害福祉サービスの内容

(1) 訪問系サービス

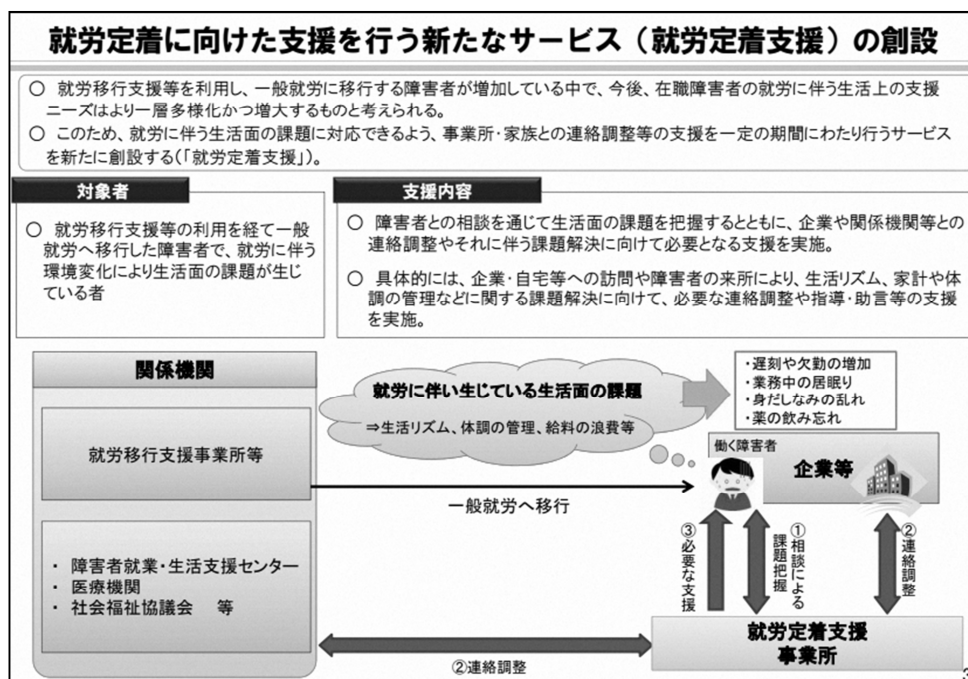
サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障害、精神障害による行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	昼間、時介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

サービス名	サービスの内容
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設◆

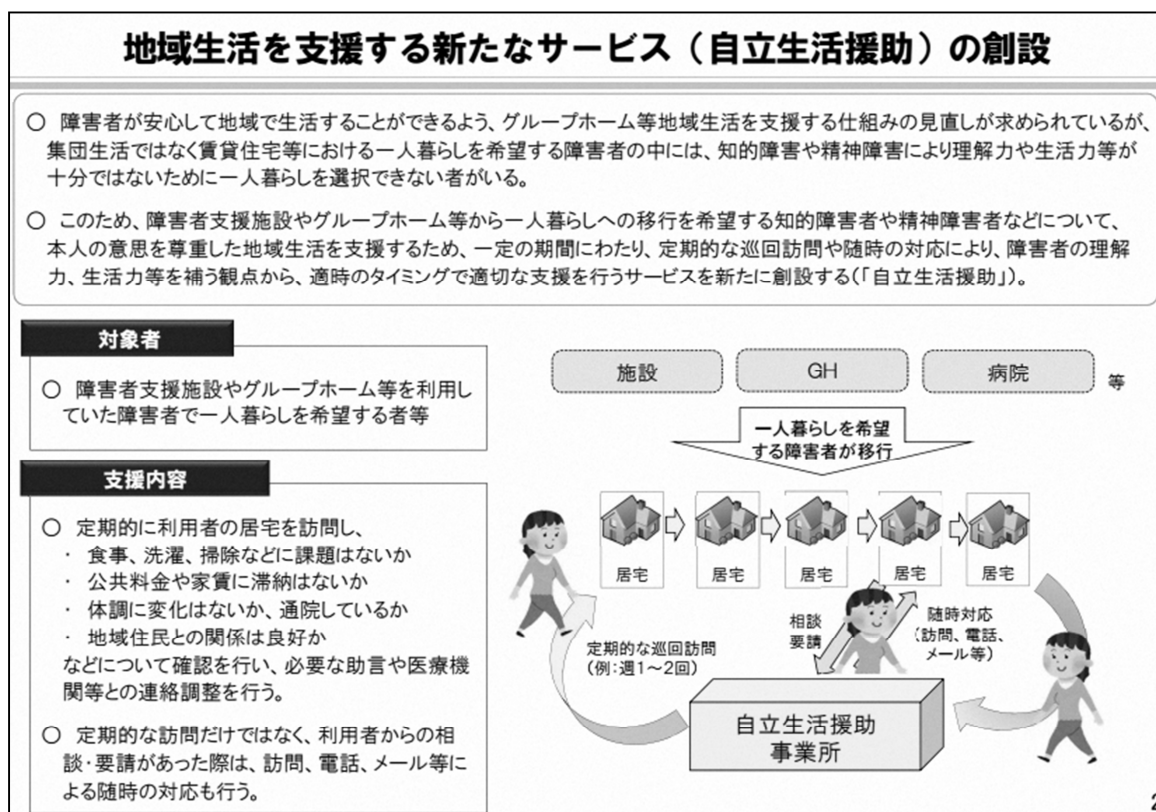


資料：厚生労働省

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助 【新規】	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことができる障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。

◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設◆



資料：厚生労働省

(4) 相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する全ての人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うものです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人や地域生活が不安定な障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

2 障害福祉サービスの実績及び見込量

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの実績値及び見込量

サービス種別	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居 宅 介 護	人/月	70	67	74	72	72	72
	時間/月	1,343	1,136	1,185	1,290	1,290	1,290
重 度 訪 問 介 護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	712	749	799	800	800	800
同 行 援 護	人/月	9	14	14	18	20	20
	時間/月	60	67	65	90	100	100
行 動 援 護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	50	50	50
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	50	50	50
合 計	人/月	80	82	89	93	95	95
	時間/月	2,115	1,952	2,049	2,280	2,290	2,290

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

確保方策

- ・介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がいのある人の増加等を踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・地域生活を支える訪問系サービスは利用意向が高いことを踏まえ、必要なニーズに対応できるよう努めます。
- ・利用者自身が障害や生活環境に適した事務所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。
- ・障害の特性を理解したヘルパーの確保・養成に努めるとともに、井笠圏域障害者自立支援協議会を中心に事業所間の交流を図ることにより、サービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの実績値及び見込量

サービス種別	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人/月	102	109	103	120	125	130
	人日/月	1,938	1,962	1,952	2,110	2,150	2,200
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	20	25	25	25
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	5	5	5	5	5
	人日/月	75	95	95	95	95	95
就労移行支援	人/月	8	6	9	10	11	12
	人日/月	136	108	152	160	175	180
就労継続支援A型	人/月	47	58	74	70	70	70
	人日/月	893	1,160	1,448	1,400	1,400	1,400
就労継続支援B型	人/月	119	130	138	140	145	145
	人日/月	2,023	2,210	2,387	2,500	2,600	2,600
就労定着支援【新規】	人/月				1	1	1
療養介護	人	17	17	17	17	17	17
短期入所（福祉型）	人/月	8	6	11	13	13	15
	人日/月	62	41	62	70	70	80
短期入所（医療型）	人/月	1	1	1	2	2	2
	人日/月	1	1	1	14	14	14

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

確保方策

- ・地域生活への移行が進むことにより、利用が増えることが予想されることを踏まえて、必要量を見込みます。
- ・就労定着支援については、事業所と連携を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する十分な情報提供に努め、利用者本位のサービスを推進します。
- ・サービスを必要とする対象者に必要なサービス量が確保できるよう事業所情報を提供していきます。
- ・一般就労・福祉的就労については、就労支援員の継続配置により、対象者と企業のマッチングを積極的に図っていきます。その中で、障害福祉サービス事業所、ハローワーク、倉敷障がい者就業・生活支援センター、西備支援学校等との連携を図り、対象者の特性に応じた継続的な支援に努めます。
- ・日中活動系サービス事業所のさらなる確保のため、本市として施設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの実績値及び見込量

サービス種別	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助【新規】	人/月				1	1	1
共同生活援助	人/月	59	54	54	55	60	60
施設入所支援	人/月	70	73	76	73	72	71

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

確保方策

- ・施設や病院から在宅に移行する障がいのある人の増加等を踏まえ、地域で安心して生活ができるよう共同生活援助（グループホーム）の整備促進を図ります。
- ・施設整備に向け、社会福祉法人やNPO法人への働きかけを行うとともに、地域住民の正しい理解が得られるよう支援します。
- ・共同生活援助（グループホーム）のさらなる確保のため、本市として施設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

(4) 相談支援

■相談支援の実績値及び見込量

サービス種別	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	34	52	31	60	60	60
地域移行支援	人/月	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

確保方策

- ・計画相談支援によって対象者の生活の質の向上が図れるように、相談支援専門員の質の向上に努めるとともに、全てのサービス利用に必要なサービスが提供できるよう、事業所の確保及び人員体制の強化に向けて、関係法人等に働きかけます。
- ・施設や病院からの地域移行・地域定着に向けた訪問相談、対象者及び家族への情報提供に努めるとともに、医療機関・保健所等行政機関との連携と調整を図ります。
- ・特定相談支援事業所のさらなる確保のため、本市として施設整備に係る独自補助金を引き続き継続して行います。

3 地域生活支援事業の実績及び見込量

(1) 地域生活支援事業の内容

① 必須事業の内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人等、障がいのある児童の保護者または障がいのある人等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するサービスです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人が、意思の伝達や社会参加するための手話奉仕員の養成講座を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターに障がいのある人等を通わせ、地域の実情に応じた創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

② 任意事業の内容

事業名		事業内容
生活訓練事業		障がいのある人等に対して、日常生活に必要な訓練（料理教室等）・指導等を行います。
日中一時支援事業		デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がいのある人を預かり見守り，社会に適応する簡易な訓練を行います。
訪問入浴サービス事業		地域における身体障がいのある人の生活を支援するため，看護師等が，身体障がいのある人の居宅を訪問し，浴槽を提供して入浴の介護を行います。
社会 参 加 支 援 事 業	スポーツ・レクリエーション教室開催等	障がいのある人等の体力強化，交流，余暇等及び障がい者スポーツを普及するため，障がい者スポーツ大会等を開催します。
	文化芸術活動振興	障がいのある人等の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行います。
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人等に，点訳・音訳により，広報紙等を提供します。
	奉仕員養成研修	音訳等に必要な技術を習得した朗読奉仕員や要約 筆記者を養成する研修を行います。
	自動車改造助成	身体障がいのある人等が自動車を運転するために必要な改造費を助成します。
権利擁護支援事業		障がい者虐待の被虐待者を緊急一時保護するための居室確保や虐待の未然防止・早期発見等適切な支援のために関係団体等の協力体制を整備します。

(2) 地域生活支援事業の実績及び見込量

■地域生活支援事業（必須事業）の実績値及び見込量

サービス種類	単位	第4期実績値			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	3	3	3	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	146	114	120	120	120	120
手話通訳者設置事業	件/年	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	6	2	2	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	10	3	3	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	12	11	12	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	9	10	10	10	10
排せつ管理支援用具	件/年	375	373	370	370	370	370
住宅改修費	件/年	0	2	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	19	13	9	12	12	12
移動支援事業	人	337	337	338	340	340	340
	時間/年	2,221	2,010	2,116	2,200	2,200	2,200
地域活動支援センター	か所	4	4	4	4	4	4
	人/年	66	54	61	62	62	62

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

■地域生活支援事業（任意事業）の実績値及び見込量

サービス種類		単位	第4期実績値			第5期見込量		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活訓練事業		回/年	11	8	7	11	11	11
日中一時支援事業		か所	17	16	17	17	17	17
		人/年	4,242	3,693	4,100	4,100	4,100	4,100
訪問入浴サービス事業		か所	3	3	2	3	3	3
		人/年	45	86	86	86	86	86
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	回数	1	2	2	2	2	2
	芸術・文化講座開催等事業	回数	2	2	2	2	2	2
	点字・声の広報等発行事業	回数	20	20	20	20	20	20
	奉仕員養成研修事業	講座数	4	3	3	4	4	4
	自動車改造助成事業	件数	2	1	1	2	2	2
権利擁護支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

確保方策

- ・サービス利用が必要な対象者に必要なサービスが確保できるよう、サービス提供事業所の情報について、市内外の事業所情報の把握を行うとともに、内容の周知等を積極的に行います。
- ・新規サービスについては、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、利用促進につなげるため広く情報提供を行います。

第4編

障がい児福祉計画（第1期）

第1章 数値目標の設定

1 障がい児支援の提供体制の整備等

■成果目標の考え方

国の指針	○平成 32 年度（2020 年度）末までに、児童発達支援センターを<u>各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置</u>することを基本とする。 ○平成 32 年度（2020 年度）末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を<u>各市町村で構築</u>することを基本とする。 ○平成 32 年度（2020 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を<u>各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保</u>することを基本とする。 ○平成 30 年度（2018 年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
-------------	--

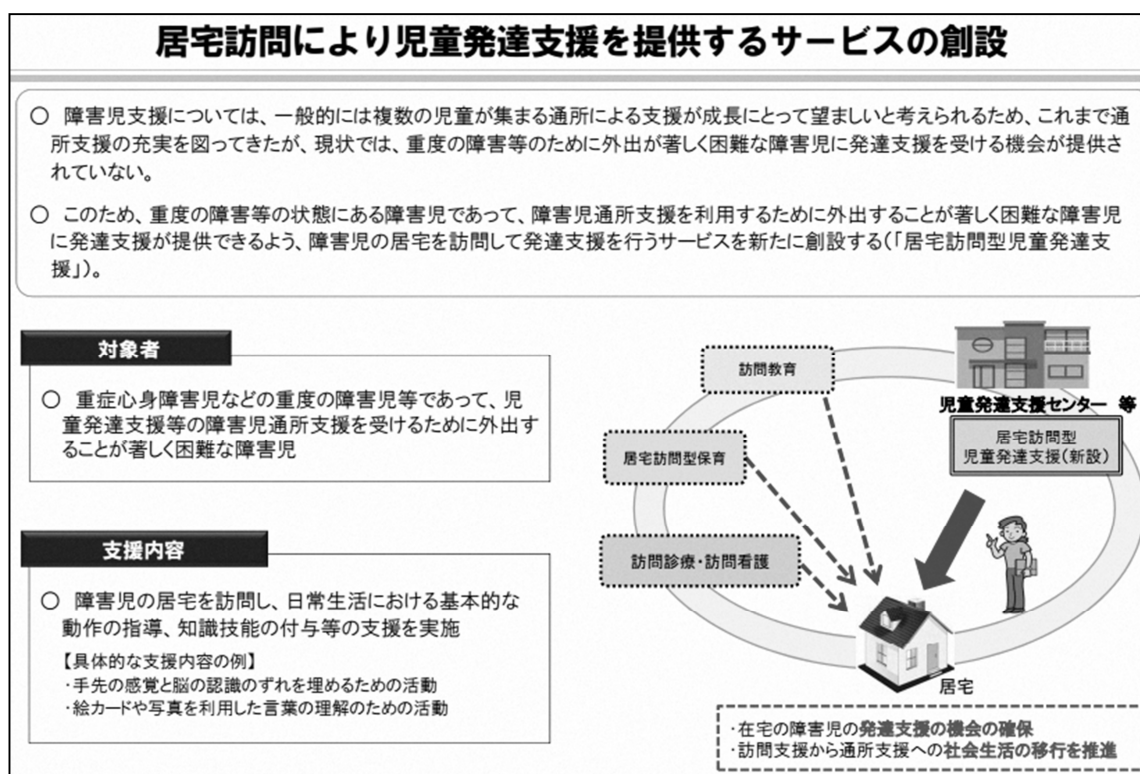
■成果目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	継続（平成 29 年度（2017 年度）に 1 か所設置済み）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	継続（平成 29 年度（2017 年度）に構築済み）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	継続（平成 29 年度（2017 年度）に 1 か所設置済み）
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	近隣 3 市 2 町で設置する。

2 障害児通所支援等の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。市内には該当施設はありませんが今後取り組みについて検討します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援【新規】	重度の障害等の状態にある障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設◆



3 障害児通所支援等の実績及び見込量

■障害児通所支援等の実績値及び見込量

サービス種別	単位	(障がい福祉計画) 第4期実績値			(障がい児福祉計画) 第1期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人/月	61	61	56	63	63	63
	人日/月	488	488	462	500	500	500
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	37	52	57	65	65	65
	人日/月	111	208	325	400	400	400
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援【新規】	人/月				0	2	2
	人日/月				0	20	20
障害児相談支援	人/月	49	51	52	54	54	54

※平成29年度実績値は平成29年度10月時点の見込量です。

確保方策

- ・障がいのある児童の療育及び訓練，日中活動の場について，今後もニーズが高まることを踏まえ，障がい児通所支援等の利用及びサービス利用計画の作成において利用の必要量を見込みます。
- ・支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう，サービス事業者との連携を図ります。
- ・障害児相談支援によって対象者の生活の質が図れるように，相談支援専門員の質の向上に努めるとともに，全てのサービス利用者に適切なサービスが提供できるよう，事業所の確保及び人員体制の強化に向けて，関係法人等に働きかけます。